

労災レセプト電算処理システムについてのよくある質問（FAQ）

本 FAQ は、請求のオンライン化がされている労災診療費、及びアフターケア委託費が対象です。労災診療費に関連する FAQ を【診】、アフターケア委託費に関する FAQ を【ア】、両給付共通の FAQ を【診】【ア】としているため、参照時には留意してください。

また、アフターケア委託費のオンライン化にあたっては、労災診療費の画面名、帳票名の先頭に【アフターケア】を付与することで誤認しないようにしていますが、本 FAQ では【アフターケア】を付与することで冗長な記載となることから、労災診療費の画面名、帳票名で表現しています。アフターケア委託費に係る FAQ を参照する際には、【アフターケア】が先頭に付与されている前提で読み替えてください。

【本書の使い方】

- ・目次の各 Q をクリックすると答えのページにジャンプできます。
- ・「CTRL」（コントロールキー）＋「F」キーを押下すると検索フォームが出現しますので、検索したいキーワードを入力して検索できます。



令和 4 年 4 月版

目次

1	概要	20
1-1	労災レセプト電算処理システムについて	20
Q1.	【診】【ア】労災レセプト電算処理システムとは、どのようなことができるシステムですか。	20
Q2.	【診】【ア】オンラインによる請求を行ったレセプトが都道府県労働局の査定において返戻となった場合に、労災レセプト電算処理システムで、返戻レセプトのオンライン請求を行うことはできますか。	20
1-2	メリットについて	21
Q1.	【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うメリットは何ですか。	21
1-3	制度について	21
Q1.	【診】【ア】電子レセプトによる労災診療費及びアフターケア委託費の請求は、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）と同様に義務化されているのですか。	21
Q2.	【診】【ア】公務員の労働災害は、労災レセプト電算処理システムにおいてオンラインで請求を行うことができますか。	21
Q3.	【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を管轄の都道府県労働局へ提出し、労災レセプトユーザ ID と労災レセプトパスワードを取得しましたが、オンラインによる請求から紙による請求に変更することができますか。	21
1-4	(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出について	22
Q1.	【診】【ア】電子レセプトによる請求をオンラインで行う場合に必要な届出はありますか。	22
Q2.	【診】【ア】当面、労災の請求予定がない場合においても、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出してもよいですか。	22
Q3.	【診】労災診療費において医科と歯科が併設されている労災保険指定医療機関等においては、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を、医科用と歯科用で 2 枚提出する必要がありますか。	22
Q4.	【ア】アフターケア委託費において、医科と医科（アフターケア）が併設されている労災保険指定医療機関等においては、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を、医科用と医科（アフターケア）用で 2 枚提出する必要がありますか。	22
Q5.	【ア】アフターケア委託費において、調剤と調剤（アフターケア）が併設されている労災保険指定医療機関等においては、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を、調剤用と調剤（アフターケア）用で 2 枚提出する必要がありますか。	23
Q6.	【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、開設者欄には、何を記載すればよいですか。	23
Q7.	【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「労災指定医療機関番号」には、何を記載すればよいですか。	23
Q8.	【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「医療機関（薬局）コード」には、何を記載すればよいですか。	23

Q9. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「請求開始・変更年月」には、何月を記載すればよいですか。	23
Q10. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「パソコンの基本ソフト(OS)・ブラウザ」には、何を記載すればよいですか。	23
Q11. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「オンライン請求システムに係る安全対策の規定(セキュリティ・ポリシー)」の有・無を記載するためには、どのような確認が必要ですか。	24
Q12. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「電気通信回線」には、何を記載すればよいですか。なお、労災レセプト電算処理システムのオンライン請求を行うコンピューターは、健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で利用しているコンピューターを予定している。	24
Q13. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、記載内容に変更があった場合、届出を再度提出する必要はありますか。	24
Q14. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出してから1ヶ月が経過しても、管轄の都道府県労働局から「労災レセプトユーザID」と「労災レセプトパスワード」が記載された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」が届かない場合は、どうすればよいですか。	24
Q15. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した後に、「労災指定医療機関番号」の変更があった場合は、どのように対応すればよいですか。	24
Q16. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した後に、「医療機関(薬局)コード」の変更があった場合は、どのように対応すればよいですか。	25
Q17. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した後に、「パソコンの基本ソフト(OS)・ブラウザ」等(※)の変更があった場合は、どのように対応すればよいですか。(※「労災指定医療機関番号」及び「医療機関(薬局)コード」以外の変更)	25
1-5 電子レセプトによる請求の開始時期について	26
Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うための準備期間は、どの程度必要ですか。	26
1-6 導入に必要な準備について	26
Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うために、管轄の都道府県労働局へ提出する書類は、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」のみですか。	26
Q2. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うための費用は、どの程度かかりますか。	26
Q3. 【診】【ア】オンラインによる請求を行うにあたり、レセプト送信用コンピューターのOSにWindows10を利用することはできますか。	27
Q4. 【診】【ア】オンラインによる請求を行うにあたり、レセプト送信用コンピューターのOSをWindows10に変更した場合、引き続き利用することはできますか。	27
Q5. 【診】【ア】オンラインによる請求を行うにあたり、レセプト送信用コンピューターにメーカーのサポートが終了したOS(例:WindowsXP)を利用することはできますか。	27
1-7 電子レセプトによる請求対象について	28
Q1. 【診】【ア】労災レセプト電算処理システムでは、何を電子レセプトにより請求することができますか。	28

ますか。	28
Q2. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにおいて、オンラインで請求できる帳票の詳細を教えてください。	28
Q3. 【診】 電子レセプトによる請求では、通勤災害を請求することはできますか。	29
Q4. 【診】【ア】 月遅れとなったレセプトを、オンラインで請求することはできますか。	29
1-8 今までの請求方法との違いについて	30
Q1. 【診】【ア】 電子レセプトによる請求は、どのような方法がありますか。	30
Q2. 【診】 電子レセプトによる請求を行った場合、療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）等は、紙で送付する必要はありますか。	30
Q3. 【診】【ア】 電子レセプトによる請求を行った場合、紙で送付する必要がある書類は何かありますか。	30
1-9 労災電子化加算について	30
Q1. 【診】【ア】 労災電子化加算の具体的な内容を教えてください。	30
Q2. 【診】【ア】 労災電子化加算は、医科、歯科、調剤（薬剤費）レセプトのすべてが対象ですか。	30
Q3. 【診】【ア】 確認試験で、労災電子化加算は算定できますか。	30
2 労災レセプト電算処理システムの準備、導入について	31
2-1 オンライン請求について	31
2-1-1 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っていない労災保険指定医療機関等の場合	31
Q1. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行うためには、どのような環境が必要ですか。	31
2-1-2 すでに、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っている労災保険指定医療機関等の場合	31
Q1. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行うためには、どのような環境が必要ですか。	31
Q2. 【診】【ア】 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）において、すでに電子証明書を取得していますが、オンライン請求を行うにあたり、新たに、電子証明書を取得する必要がありますか。	31
Q3. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行う場合に必要となるユーザIDとパスワードは、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）と同じですか。	31
2-1-3 共通	32
Q1. 【診】【ア】 労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードが都道府県労働局から届きましたが、このあとは、どのような作業が必要ですか。	32
Q2. 【診】【ア】 労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードは、届出から発行までにどの程度かかりますか。	32
Q3. 【診】【ア】 都道府県労働局から届いた労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードには有効期限はありますか。	32
Q4. 【診】【ア】 都道府県労働局から届いた労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードの再申請は、どのような場合に必要ですか。	32

Q5. 【診】【ア】 オンラインによる請求方法が分からない場合には、どこに問い合わせをすればよいですか。	32
Q6. 【診】【ア】 労災レセプトについて、オンラインによる請求を行っていますが、レセコンソフトの不具合などが原因でオンラインによる請求が行えない場合に、一時的に紙レセプトによる請求に変更することはできますか。	33
2-2 電子媒体請求について	33
Q1. 【診】【ア】 電子媒体で請求する場合、使用できる媒体は何がありますか。	33
Q2. 【診】【ア】 電子レセプトによる請求を電子媒体で行う場合に必要な届出はありますか。	33
Q3. 【診】【ア】 電子媒体による請求を行うためには、どのような手続きが必要ですか。	33
Q4. 【診】【ア】 電子媒体による請求に必要な送付書は、どこで入手することができますか。	33
Q5. 【診】【ア】 電子媒体による請求に必要な送付書の送付先を教えてください。	33
Q6. 【診】【ア】 電子媒体による確認試験を行う場合には、労働基準監督署ごとに電子媒体を分けて作成する必要がありますか。	33
2-3 その他	34
Q1. 【診】【ア】 電子レセプトによる請求に対応できるレセプトコンピューターメーカーを教えてください。	34
3 確認試験	34
3-1 確認試験について	34
Q1. 【診】【ア】 確認試験とはどのような試験ですか。	34
Q2. 【診】【ア】 確認試験は、何のために行う必要があるのですか。	34
Q3. 【診】【ア】 オンラインにより確認試験を行うための具体的な操作方法を教えてください。 34	
Q4. 【診】【ア】 確認試験は、いつ行うことができますか。	34
Q5. 【診】【ア】 確認試験で請求確定した労災レセプトは、実際の請求として受け付けられることはありますか。	35
Q6. 【診】【ア】 確認試験において、過去の診療分または確認試験専用で作成した電子レセプトを使うことはできますか。	35
Q7. 【診】【ア】 請求予定の電子レセプトが存在しない場合、確認試験を実施するために、労災の電子レセプトをどのようにして準備したらよいですか。	35
Q8. 【診】【ア】 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新後、ショートカットを押下しても労災レセプト電算処理システムの画面が表示されなくなりましたが、どのように対応すればよいですか。 35	
3-2 ログインについて	36
Q1. 【診】【ア】 デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下しても画面が表示されませんが、どのように対応すればよいですか。	36
Q2. 【診】【ア】 デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下したところ、「ご利用中のブラウザはサポート対象外です。」というエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。	36
Q3. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「電子証明書の認	

証に失敗しました。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。	38
Q4. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、パスワードの変更画面が表示されましたが、変更する必要がありますか。	38
Q5. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「ID またはパスワードに誤りがあります。再度入力をお願いします。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。	38
Q6. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインするために設定したパスワードを忘れたため、パスワードの初期化を行いたいのですが、初期パスワードを確認する方法を教えてください。	39
Q7. 【診】【ア】 パスワードの初期化を行いたいが、管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」を紛失したため、「労災レセプトパスワード」が確認できず、初期化が行えない場合は、どのように対応すればよいですか。	39
Q8. 【診】【ア】 環境選択画面で「確認試験」を選びログインしたところ、「このページにはセキュリティで保護されている項目と保護されていない項目が含まれます。保護されていない項目を表示しますか？」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。	40
Q9. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、トップページ画面の「利用者名」において労災保険指定医療機関(薬局)名の一部が「？」と表示されていますが、確認試験を行うことはできますか。	40
3-3 レセプト送信プログラムについて	41
Q1. 【診】【ア】 レセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「レセプト送信プログラムを起動中です。」のメッセージが表示されたまま画面が遷移しませんが、どのように対応すればよいですか。	41
Q2. 【診】【ア】 レセプト送信(確認試験)画面において、レセプト送信プログラムのインストール時に「このWeb サイトのアドオンは実行できませんでした」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。	42
Q3. 【診】健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0042E) 労災レセプト送信プログラムが古い可能性があります。労災レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。	42
Q4. 【ア】健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0046E)【アフターケア】レセプト送信プログラムが古い可能性があります。【アフターケア】レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度【アフターケア】レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。	43
3-4 レセプト送信について	43
Q1. 【診】【ア】 オンライン送信画面において、請求する電子レセプトの読み込み時にエラーとなり、	

- 送信することができませんが、どのように対応すればよいですか。 43
- Q2. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、媒体を指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 43
- Q3. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 44
- Q4. 【診】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2105E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 44
- Q5. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2166E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度【アフターケア】レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 44
- Q6. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2112E レコード識別情報が正しく設定されていません。レコード構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 45
- Q7. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2121E 読込フォルダ配下にサブフォルダが存在します。フォルダ構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 45
- Q8. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー(ファイル名フォーマットエラー)」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 45
- Q9. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー ファイル名フォーマットエラー」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。 46
- Q10. 【診】レセプト送信-読込先指定画面で、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2134E 労災診療(調剤)費請求書レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：xxx、ファイル名：yyy、項目名：zzz」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。(指定医療機関番号：xxx、ファイル名：yyy、項目名：zzzは、送信したレセプトで変わります。) 46
- Q11. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面で、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2158E アフターケア委託費請求書レコード/アフターケア委託費請求書(薬局用)レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：xxx、ファイル名：yyy、項目名：zzz」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、ど

のように対応すればよいですか。(指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z zは、送信したレセプトで変わります。)	47
3-5 レセプト請求状況について	47
Q1. 【診】【ア】 確認試験による請求をおこない、レセプト請求状況画面の結果に対して、どのように対応すればよいですか。	47
Q2. 【診】【ア】 確認試験のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より少なくなっている場合は、どのように対応すればよいですか。	47
Q3. 【診】【ア】 確認試験において、レセプト送信操作を行いました。送信が実施できているか確認する方法を教えてください。	48
Q4. 【診】【ア】 レセプト請求状況画面において、取消処理を行っていないにもかかわらず、請求状況が「取消済」と表示されていますが、どのように対応すればよいですか。	48
Q5. 【診】【ア】 確認試験のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より多くなっている場合は、どのように対応すればよいですか。	48
Q6. 【診】【ア】 導入支援金の申請のために送信データ集計表を印刷したいので、操作方法を教えてください。	49
Q7. 【診】【ア】 導入支援金の申請にあたって必要な送信データ集計表を印刷しようと思い、マニュアルの通りに操作しましたが、送信データ集計表に記載されているレセプトの件数と合計金額が、送信した内容と一致していません。原因と対処方法を教えてください。	50
3-6 オンライン確認試験結果リストについて	51
3-6-1 エラーコード 1000 番台 (R1 エラー)	51
Q1. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「1010 療養期間一未日前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	51
Q2. 【ア】 オンライン確認試験結果リストに「1010 診察年月日または検査年月日(健康診断年月日)より前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	51
Q3. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「1018 都道府県労働局コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	51
Q4. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「1019 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	52
Q5. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「1035 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)	52
3-6-2 エラーコード 2000 番台 (R2 エラー)	52

- Q1. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「2014 傷病の経過が記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科・歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象) 52
- Q2. 【診】オンライン確認試験結果リストに「2163 療養期間—初日と療養期間—末日が同一年月ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象) 53
- Q3. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「2163 診察年月日と検査年月日(健康診断年月日)が同一年月日ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象) 53
- Q4. 【診】オンライン確認試験結果リストに「2317 算定日情報(回数)が正しい暦年月日に記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象) 54
- Q5. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「2512 レコード識別情報内の項目数が記録されている項目数と一致していません。レコード識別情報 [x x]、レセプト内レコード番号 [y y]、レコード内項目位置 [z z]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)(「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 55
- Q6. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「2513 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)(「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 55
- Q7. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「2539 次の項目に、記録可能な桁数を超えるデータが記録されています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)(「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 56
- Q8. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「2543 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科、歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象)(「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 57
- Q9. 【診】オンライン確認試験結果リストに「2554 傷病名レコードが記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象) 57
- Q10. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「2805 存在しないまたは有効期限切れの健康管理手帳番号が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・調剤レセプトが対象) 57

3-6-3 エラーコード 3000 番台 (R3 エラー)	58
Q1. 【診】オンライン確認試験結果リストに「3206 療養期間—初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	58
Q2. 【診】新継再別が「転医始診」となっているレセプトで、オンライン確認試験結果リストに「3206 療養期間—初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)	58
Q3. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「3303 存在しない摘要コード(診療行為コード、医薬品コード、特定器材コード又はコメントコード)が記録されています。事項名：エラー労災医科診療行為(××レコード目)」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)(××レコード目は、送信したレセプトで変わります。)	59
Q4. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「3913 診察年月日または検査年月日(健康診断年月日)が、手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	60
Q5. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「3913 調剤年月日が手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)	60
3-6-4 エラーコード 4000 番台 (R4 エラー)	61
Q1. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4006 療養給付請求書取扱料が記録されていますが、新継再別が「1」(初診)となっておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	61
Q2. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4007 初診料が記録されていますが、新継再別が「1」(初診)、「3」(転医始診)、又は「7」(再発)となっておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	61
Q3. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4010 事業の名称が記録されておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)	61
Q4. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4011 事業場の所在地が記録されておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)	61
Q5. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「4301 固定点数が誤っています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)	62
Q6. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)	62
Q7. 【診】休業証明のレセプトにおいて、オンライン確認試験結果リスト「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよ	

いですか。(医科、歯科レセプトが対象)	63
Q8. 【ア】 オンライン確認試験結果リストに「4901 当該診療行為又は医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	63
Q9. 【ア】 オンライン確認試験結果リストに「4901 当該医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)	63
3-7 オンライン受領書(確認試験)について.....	63
Q1. 【診】 【ア】 オンライン受領書を印刷するには、どのように対応すればよいですか。	63
4 請求・支払	64
4-1 請求について.....	64
Q1. 【診】 【ア】 オンラインによる請求は、いつ行うことができますか。	64
Q2. 【診】 【ア】 オンラインによる請求を行うための具体的な操作方法を教えてください。	64
Q3. 【診】 【ア】 オンラインによる請求の結果は、いつまでに確認し、訂正する必要がありますか。	64
Q4. 【診】 【ア】 請求確定後に未請求のレセプトが存在することが判明しました。どのように対応すればよいですか。	64
Q5. 【診】 【ア】 過去の診療年月で未請求のレセプトは、オンライン請求を行うことはできますか。	65
Q6. 【診】 【ア】 健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新後、ショートカットを押下しても労災レセプト電算処理システムの画面が表示されなくなりましたが、どのように対応すればよいですか。	65
4-2 ログインについて.....	67
Q1. 【診】 【ア】 デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下しても画面が表示されませんが、どのように対応すればよいですか。	67
Q2. 【診】 【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「電子証明書の認証に失敗しました。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。	67
Q3. 【診】 【ア】 デスクトップ画面に作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下したところ、「ご利用中のブラウザはサポート対象外です。」というエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。	68
Q4. 【診】 【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、パスワードの変更画面が表示されましたが、変更する必要がありますか。	68
Q5. 【診】 【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「IDまたはパスワードに誤りがあります。再度入力をお願いします。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。	68
Q6. 【診】 【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインするために設定したパスワードを忘れたため、パスワードの初期化を行いたいのですが、初期パスワードを確認する方法を教えてください。	68

.....	69
Q7. 【診】【ア】パスワードの初期化を行いたいが、管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」を紛失したため、「労災レセプトパスワード」が確認できず、初期化が行えない場合は、どのように対応すればよいですか。.....	69
Q8. 【診】【ア】環境選択画面で「請求」を選びログインしたところ、「このページにはセキュリティで保護されている項目と保護されていない項目が含まれます。保護されていない項目を表示しますか?」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。.....	69
Q9. 【診】【ア】労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、トップページ画面の「利用者名」において労災保険指定医療機関(薬局)名の一部が「?」と表示されていますが、オンライン請求を行うことはできますか。.....	70
4-3 レセプト送信プログラムについて.....	71
Q1. 【診】【ア】レセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「レセプト送信プログラムを起動中です。」のメッセージが表示されたまま画面が遷移しませんが、どのように対応すればよいですか。.....	71
Q2. 【診】【ア】レセプト送信画面において、レセプト送信プログラムのインストール時に「このWebサイトのアドオンは実行できませんでした」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。.....	71
Q3. 【診】健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0042E) 労災レセプト送信プログラムが古い可能性があります。労災レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。.....	72
Q4. 【ア】健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0046E)【アフターケア】レセプト送信プログラムが古い可能性があります。【アフターケア】レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度【アフターケア】レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。.....	72
4-4 レセプト送信について.....	73
Q1. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、媒体を指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。.....	73
Q2. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。.....	73
Q3. 【診】送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2105E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。.....	73

- Q4. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2166E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度【アフターケア】レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 74
- Q5. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2112E レコード識別情報が正しく設定されていません。レコード構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 74
- Q6. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2121E 読込フォルダ配下にサブフォルダが存在します。フォルダ構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 74
- Q7. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー(ファイル名フォーマットエラー)」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。 75
- Q8. 【診】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2134E 労災診療(調剤)費請求書レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z z」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。(指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z zは、送信したレセプトで変わります。) ... 76
- Q9. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2158E アフターケア委託費請求書レコード/アフターケア委託費請求書(薬局用)レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z z」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。(指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z zは、送信したレセプトで変わります。) 76
- Q10. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー ファイル名フォーマットエラー」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。 76
- 4-5 レセプト請求状況について 77
- Q1. 【診】【ア】オンラインによる請求をおこない、レセプト請求状況画面の結果に対して、どのように対応すればよいですか。 77
- Q2. 【診】【ア】レセプト請求状況画面において、取消処理を行っていないにもかかわらず、請求状況が「取消済」と表示されていますが、どのように対応すればよいですか。 77
- Q3. 【診】【ア】当月のオンライン請求が、請求できているか確認する方法を教えてください。 77
- Q4. 【診】【ア】オンライン請求のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より多くなっている場合は、どのように対処すればよいですか。 77

Q5. 【診】【ア】 オンライン請求のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より少なくなっている場合は、どのように対処すればよいですか。	78
Q6. 【診】【ア】 送信したレセプトについて、請求内容として誤っていることが後から分かったため請求確定せずにいたのですが、その後知らないうちに請求確定が実行されていました。原因を教えてください。	79
4-6 受付前点検結果リストについて	80
4-6-1 エラーコード 1000 番台 (R1 エラー)	80
Q1. 【診】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「1010 療養期間一末日前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	80
Q2. 【ア】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「1010 診察年月日または検査年月日(健康診断年月日)より前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	80
Q3. 【診】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「1018 都道府県労働局コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	80
Q4. 【診】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「1019 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	80
Q5. 【診】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「1035 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)	81
4-6-2 エラーコード 2000 番台 (R2 エラー)	81
Q1. 【診】【ア】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2014 傷病の経過が記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科・歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象)	81
Q2. 【診】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2163 療養期間一初日と療養期間一末日が同一年月ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	81
Q3. 【ア】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2163 診察年月日と検査年月日(健康診断年月日)が同一年月日ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	82
Q4. 【診】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2317 算定日情報(回数)が正しい暦年月日に記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	82
Q5. 【診】【ア】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2512 レコード識別情報内の項目数が記録されている項目数と一致していません。レコード識別情報 [x x]、レセプト内レコード番号	

- [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 83
- Q6. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2513 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 83
- Q7. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2539 次の項目に、記録可能な桁数を超えるデータが記録されています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 84
- Q8. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2543 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科、歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。) 85
- Q9. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2554 傷病名レコードが記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象) 85
- Q10. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2805 存在しないまたは有効期限切れの健康管理手帳番号が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・調剤レセプトが対象) 85
- 4-6-3 エラーコード 3000 番台 (R3 エラー) 86
- Q1. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「3206 療養期間一初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象) 86
- Q2. 【診】新継再別が「転医始診」となっているレセプトで、オンライン請求の受付前点検結果リストに「3206 療養期間一初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象) 86
- Q3. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「3303 存在しない摘要コード(診療行為コード、医薬品コード、特定器材コード又はコメントコード)が記録されています。事項名:エラー労災医科診療行為(x xレコード目)」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)(x xレコード目は、送信したレセプトで変わります。) 87
- Q4. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「3913 診察年月日または検査年月日(健康

診断年月日)が、手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	88
Q5. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「3913 調剤年月日が手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)	88
4-6-4 エラーコード 4000 番台 (R4 エラー)	88
Q1. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4006 療養給付請求書取扱料が記録されていますが、新継再別が「1」(初診)となっておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	88
Q2. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4007 初診料が記録されていますが、新継再別が「1」(初診)、「3」(転医始診)、又は「7」(再発)となっておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)	89
Q3. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4010 事業の名称が記録されていません」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)	89
Q4. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4011 事業場の所在地が記録されていません」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)	89
Q5. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4012 記録されている労働保険番号はシステムに登録されていません」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)	89
Q6. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4301 固定点数が誤っています」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)	89
Q7. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)	91
Q8. 【診】休業証明のレセプトにおいて、オンライン請求の受付前点検結果リストに「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)	91
Q9. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4901 当該診療行為又は医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)	91
Q10. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4901 当該医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)	91
4-7 オンライン受領書について	92
Q1. 【診】【ア】オンライン受領書を印刷するには、どのように対応すればよいですか。	92

4-8	請求の取り消しについて.....	92
Q1.	【診】【ア】請求確定済の請求を修正する場合は、どのように対応すればよいですか。.....	92
Q2.	【診】【ア】当月のオンライン請求を行ったレセプトの中に、過去に請求を行ったレセプトを誤って含んでしまい請求確定を行ったため、請求の取り消しを行いたいのですが、どのように対応すればよいですか。.....	92
4-9	支払いについて.....	92
Q1.	【診】【ア】オンラインによる請求の支払結果は、どのように確認することができますか。.....	92
Q2.	【診】【ア】請求した金額と、厚生労働省本省から送付された「労働者災害補償保険診療費支払振込通知書」または、「アフターケア委託費支払振込通知書」との金額に差異があった場合は、どこに確認したらよいですか。.....	93
5	記録条件仕様.....	93
5-1	記録条件仕様について.....	93
Q1.	【診】【ア】医療機関名や事業の名称が20文字を超えてしまう場合、省略して記録してもよいですか。.....	93
Q2.	【診】【ア】「傷病の経過」欄に記載する文字数が、50文字を超える場合は、どのように対応すればよいですか。.....	93
Q3.	【診】【ア】労働者の氏名(カナ)欄(全角カナのみ、40バイト)は、必須項目となっておりますが、外国人などアルファベット表記の場合には、どのように対応すればよいですか。.....	93
Q4.	【診】傷病年金受給者(年金証書番号を記録)の場合の都道府県労働局コードと労働基準監督署コードは、下記の記録の仕方によいですか。.....	93
Q5.	【診】電子レセプトに記録する労働基準監督署コードには、どのコードを記録すればよいですか。.....	94
Q6.	【診】会社の所在地を管轄する労働基準監督署と、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が異なる場合、労働基準監督署コードは、どちらを記録したらよいですか。.....	94
Q7.	【診】管轄の労働基準監督署はどのように確認することができますか。また、労働基準監督署コードはどのように確認することができますか。.....	94
Q8.	【診】都道府県労働局コードや労働基準監督署コードが不明な場合には、どのように記録すればよいですか。.....	94
Q9.	【診】【ア】時間外加算の算定がない場合は、合成コードを使用しなくても、四肢加算の倍率が異なる基本項目単位として記録してもよいですか。.....	95
5-2	労働保険番号について.....	96
Q1.	【診】短期療養(労働保険番号を記録)の場合の都道府県労働局コードと労働基準監督署コードは、下記の記録の仕方によいですか。.....	96
Q2.	【診】記録条件仕様書を見ると、労災レセプトレコードの「労働保険番号」と「年金証書番号」の項目形式は、「可変」とありますが、桁数が変わることはありますか。.....	96
Q3.	【診】労働保険番号が不明なレセプトを請求する場合には、どのように記録すればよいですか。.....	96
5-3	文書料(証明書料・診断書料等)の請求について.....	96

Q1. 【診】 文書料のみを算定したレセプトを含む請求を行った場合に、送信データ集計表及びオンライン受領書の診療実日数が、請求内容の診療実日数合計より多く表示されるのはなぜですか。	96
Q2. 【診】 年金通知様式第2号の1（じん肺用）に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。	97
Q3. 【診】 年金通知様式第3号（せき髄損傷用）に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。	97
Q4. 【診】 年金通知様式第4号（じん肺・せき髄損傷以外用）に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。	97
Q5. 【診】 障害（補償）給付の支給を受けようとする者が所轄労働基準監督署に提出する「障害（補償）給付請求書（様式 10 号又は第 16 号の 7）」に添付する「診断書」に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。	97
Q1. 【診】【ア】 平成 29 年3月診療分まで特定器材コード「その他の特定器材：777770000」をレセプトに記録して固定帯などの労災特定器材を請求していましたが、該当コードが廃止となった平成 29 年4月診療分以降は、どのように記録すればよいですか。	98
Q2. 【診】 松葉杖のレンタル料は、電子レセプトで請求することができますか。	98
6 電子証明書を更新した場合	99
6-1 電子証明書の暗号化方式の確認方法について	99
Q1. 【診】【ア】 OS が Windows のコンピューターにおいて、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）から取得した電子証明書の暗号化方式を確認するにはどうしたらよいですか。	99
Q2. 【診】【ア】 電子証明書の暗号化方式の確認で、署名ハッシュ アルゴリズムの値が「sha224」「sha256」「sha384」及び「sha512」となっている場合は、労災レセプト電算処理システムの接続先 URL をどのように設定したらよいですか。	99
6-2 URL の変更	100
Q1. 【診】【ア】 デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下しても画面が表示されませんが、どのように対応すればよいですか。	100
Q2. 【診】【ア】 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新後、ショートカットを押下しても労災レセプト電算処理システムの画面が表示されなくなりましたが、どのように対応すればよいですか。	100
Q3. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「電子証明書の認証に失敗しました。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。	101
6-3 レセプト送信プログラムの更新（アンインストール及び再インストール）	101
Q1. 【診】 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0042E) 労災レセプト送信プログラムが古い可能性があります。労災レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示さ	

れましたが、どのように対応すればよいですか。 101

Q2. 【ア】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0046E) 【アフターケア】レセプト送信プログラムが古い可能性があります。【アフターケア】レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度【アフターケア】レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。 102

1 概要

1-1 労災レセプト電算処理システムについて

Q1. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムとは、どのようなことができるシステムですか。

A1. 労災レセプト電算処理システムとは、労災保険指定医療機関等が電子レセプトをオンラインまたは電子媒体により都道府県労働局に提出し、都道府県労働局において、受付、審査を行い、労災保険指定医療機関等が労働者災害補償保険診療費（以下「労災診療費」といいます。）またはアフターケア委託費を受け取る仕組みです。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/

Q2. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行ったレセプトが都道府県労働局の査定において返戻となった場合に、労災レセプト電算処理システムで、返戻レセプトのオンライン請求を行うことはできますか。

A2. 労災レセプト電算処理システムでは、電子レセプトによる請求を行っていても紙レセプトにより返戻された場合は返戻レセプトの電子レセプトに対応しておりません。

請求を行ったレセプトが紙レセプトで返戻となった場合は、管轄の都道府県労働局から、印刷された該当レセプト及び不備返戻書が送付されますので、今までどおり、紙レセプトによる再請求を行ってください。

1-2 メリットについて

Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うメリットは何ですか。

A1. メリットとして、以下の5点が挙げられます。

- ①査定結果、理由、支払額が分かります。
- ②事前にデータの不備をチェックできます。
- ③受付時間が延長されます。
- ④個人情報の流出防止などセキュリティが向上します。
- ⑤電子化による点数が算定できます。(薬剤費は除く)

詳細については、労災レセプト電算処理システムホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/

1-3 制度について

Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる労災診療費及びアフターケア委託費の請求は、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）と同様に義務化されているのですか。

A1. 電子レセプトによる請求は、義務化ではありませんので、今までどおり、紙による請求も可能です。

Q2. 【診】【ア】公務員の労働災害は、労災レセプト電算処理システムにおいてオンラインで請求を行うことができますか。

A2. 労働者災害補償保険法において、公務員（国家公務員及び地方公務員）を給付の適用除外としているため、公務員の労働災害は、オンラインをはじめ紙レセプトにおいても請求を行うことはできません。

なお、公務員の労働災害（公務災害）については、国家公務員は国家公務員災害補償法、地方公務員は地方公務員災害補償法第3条の規定において設けられた各都道府県の地方公務員災害補償基金から、各種給付が行われます。

Q3. 【診】【ア】「(労災)電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を管轄の都道府県労働局へ提出し、労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードを取得しましたが、オンラインによる請求から紙による請求に変更することができますか。

A3. 電子レセプトによる請求は、義務化しているものではありませんので、紙による請求に変更することができます。

なお、電子レセプトによる請求から紙による請求に変更する場合には、都道府県労働局へ連絡してください。

1-4 (労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出について

Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求をオンラインで行う場合に必要な届出はありますか。

A1. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を都道府県労働局に提出してください。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・オンラインによる請求の場合

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/request-02.html

Q2. 【診】【ア】当面、労災の請求予定がない場合においても、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出してもよいですか。

A2. 労災の請求予定がない場合においても、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を先行して提出し、労災のオンライン請求に備えていただいても差し支えありません。

なお、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の提出後、管轄の都道府県労働局が発行する労災レセプトユーザIDに有効期限はありません。

Q3. 【診】労災診療費において医科と歯科が併設されている労災保険指定医療機関等においては、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を、医科用と歯科用で2枚提出する必要がありますか。

A3. 医科用と歯科用で2枚提出する必要があります。

「点数表区分」欄の医科・歯科のいずれかを○で囲んで、それぞれの参加届出書を提出してください。

Q4. 【ア】アフターケア委託費において、医科と医科（アフターケア）が併設されている労災保険指定医療機関等においては、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を、医科用と医科（アフターケア）用で2枚提出する必要がありますか。

A4. 医療機関コードは、「医科」と「医科（アフターケア）」で同じであるため、別々に提出する必要はありません。「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の「点数表区分」について「医科」と「医科（アフターケア）」の両方を○で囲んで提出してください。

なお、2021年2月12日時点で労災診療費の請求権限を保持している労災指定医療機関等については、アフターケア委託費の請求権限を自動的に付与しているため、申請不要です。

Q5. 【ア】アフターケア委託費において、調剤と調剤（アフターケア）が併設されている労災保険指定医療機関等においては、「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を、調剤用と調剤（アフターケア）用で2枚提出する必要がありますか。

A5. 薬局コードは、「調剤」と「調剤（アフターケア）」で同じであるため、別々に提出する必要はありません。「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の「点数表区分」について「調剤」と「調剤（アフターケア）」の両方を○で囲んで提出してください。
なお、2021年2月12日時点で労災診療費の請求権限を保持している労災指定医療機関等については、アフターケア委託費の請求権限を自動的に付与しているため、申請不要です。

Q6. 【診】【ア】「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、開設者欄には、何を記載すればよいですか。

A6. 開設者欄には、開設者の住所及び労災保険指定医療機関の院長または、労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局の責任者氏名を記載してください。

Q7. 【診】【ア】「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「労災指定医療機関番号」には、何を記載すればよいですか。

A7. 「労災指定医療機関番号」には、管轄の都道府県労働局から発行された「労災保険指定医療機関指定通知書」に記載されている7桁の番号、または、「労災保険指定薬局指定通知書」に記載されている8桁の番号を記載してください。

Q8. 【診】【ア】「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「医療機関（薬局）コード」には、何を記載すればよいですか。

A8. 「医療機関（薬局）コード」には、保険医療機関の指定を受けた際に付与された、7桁の医療機関（薬局）コードを記載してください。

Q9. 【診】【ア】「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「請求開始・変更年月」には、何月を記載すればよいですか。

A9. 「請求開始・変更年月」には、実際にオンラインによる請求を行う予定の年月を記載してください。

なお、確認試験の操作期間は含みません。

例：平成28年5月診療分を、平成28年6月に請求予定の場合

「請求開始・変更年月：平成28年6月請求分から」と記載する。

Q10. 【診】【ア】「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「パソコンの基本ソフト(OS)・ブラウザ」には、何を記載すればよいですか。

A10. 「パソコンの基本ソフト(OS)・ブラウザ」には、労災レセプト電算処理システムにおいて、オンライン請求を行うレセプト送信用コンピューターの基本ソフト(OS)とブラウザを記載して

ください。

例：Windows 7、Internet Explorer 11

Q11. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「オンライン請求システムに係る安全対策の規定(セキュリティ・ポリシー)」の有・無を記載するためには、どのような確認が必要ですか。

A11. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出する労災保険指定医療機関等において、オンライン請求システムに係るセキュリティポリシーを規定しているかを確認してください。

健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)のオンラインによる請求を行うにあたり、既に規定されている場合は、新たに規定する必要はありません。

Q12. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、「電気通信回線」には、何を記載すればよいですか。なお、労災レセプト電算処理システムのオンライン請求を行うコンピューターは、健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で利用しているコンピューターを予定している。

A12. 「電気通信回線」には、健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)で利用しているコンピューターの電気通信回線を記載してください。

Q13. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」において、記載内容に変更があった場合、届出を再度提出する必要がありますか。

A13. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を厚生労働省ホームページからダウンロードし、変更箇所を記載した届出を管轄の都道府県労働局に提出してください。

Q14. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出してから1ヶ月が経過しても、管轄の都道府県労働局から「労災レセプトユーザID」と「労災レセプトパスワード」が記載された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」が届かない場合は、どうすればよいですか。

A14. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した、管轄の都道府県労働局に直接お問い合わせください。

Q15. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した後に、「労災指定医療機関番号」の変更があった場合は、どのように対応すればよいですか。

A15. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の「変更」を○で囲み、すべての項目を記載し、備考欄に変更箇所を明記した上で、管轄の都道府県労働局に提出してください。

なお、「労災指定医療機関番号」の変更に伴い、労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードが変更となります。労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードについては、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の提出から、1～2週間程度で発行

されます。

Q16. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した後に、「医療機関(薬局)コード」の変更があった場合は、どのように対応すればよいですか。

A16. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の「変更」を○で囲み、すべての項目を記載し、備考欄に変更箇所を明記した上で、管轄の都道府県労働局に提出してください。

なお、「医療機関(薬局)コード」を変更する場合は、労災レセプトユーザ ID と労災レセプトパスワードは変わりませんが、管轄の都道府県労働局において、変更作業完了後に、労災レセプト電算処理システムへのログインが可能になります。

Q17. 【診】【ア】「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した後に、「パソコンの基本ソフト(OS)・ブラウザ」等(※)の変更があった場合は、どのように対応すればよいですか。(※「労災指定医療機関番号」及び「医療機関(薬局)コード」以外の変更)

A17. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の「変更」を○で囲み、すべての項目を記載し、備考欄に変更箇所を明記した上で、管轄の都道府県労働局に提出してください。

なお、労災レセプトユーザ ID と労災レセプトパスワードは、変わりません。

1-5 電子レセプトによる請求の開始時期について

Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うための準備期間は、どの程度必要ですか。

A1. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の提出から1～2週間程度で労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワード等が発行されます。その後、確認試験を実施していただき、請求できるようになります。

参加手続きについての詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・オンラインによる請求の場合

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/request-02.html

・電子媒体による請求の場合

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/request-03.html

1-6 導入に必要な準備について

Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うために、管轄の都道府県労働局へ提出する書類は、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」のみですか。

A1. 管轄の都道府県労働局へ提出する書類は、「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」のみです。

Q2. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行うための費用は、どの程度かかりますか。

A2. 費用については、労災保険指定医療機関の病床数や導入しているシステムの規模、レセプトコンピュータメーカーにより異なりますので、一概にはいえません。

また、健康保険(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等)のオンライン請求の原則義務化により、多くの労災保険指定医療機関等において、レセプトコンピュータが導入されていると思われるので、まずは、契約しているレセプトコンピュータメーカーにご相談ください。

Q3. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行うにあたり、レセプト送信用コンピューターの OS に Windows10 を利用することはできますか。

A3. 労災レセプト電算処理システムにおいて、平成 29 年 3 月 27 日（月）から Windows10 のサービスを開始しましたので、利用することができます。

オンライン請求で使用するパソコンの基本ソフト（OS）及びブラウザ等の情報については、「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」をご参照ください。

「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・基本ソフト（OS）・ブラウザの追加

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/zeptsystem/dl/sankou-01-system01.pdf

Q4. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行うにあたり、レセプト送信用コンピューターの OS を Windows10 に変更した場合、引き続き利用することはできますか。

A4. 労災レセプト電算処理システムにおいて、平成 29 年 3 月 27 日（月）から Windows10 のサービスを開始しましたので、利用することができます。

オンライン請求で使用するパソコンの基本ソフト（OS）及びブラウザ等の情報については、「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」をご参照ください。

「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・基本ソフト（OS）・ブラウザの追加

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/zeptsystem/dl/sankou-01-system01.pdf

Q5. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行うにあたり、レセプト送信用コンピューターにメーカーのサポートが終了した OS（例：WindowsXP）を利用することはできますか。

A5. レセプト送信用コンピューターにメーカーのサポートが終了した OS を引き続き利用することはできますが、メーカーサポートが終了した OS を利用する場合は、「労災レセプト電算処理システム利用規約」に基づき、適切な利用をお願いします。

1-7 電子レセプトによる請求対象について

Q1. 【診】【ア】労災レセプト電算処理システムでは、何を電子レセプトにより請求することができますか。

A1. 労働者災害補償保険診療費請求書と労災診療費請求内訳書（レセプト）等、アフターケア委託費請求書とアフターケア委託費請求内訳書（レセプト）等が電子レセプトにより請求することができます。

なお、その他の訪問看護などは、電子レセプトでは請求することができませんので、今までどおり、紙レセプトにより請求してください。

Q2. 【診】【ア】労災レセプト電算処理システムにおいて、オンラインで請求できる帳票の詳細を教えてください。

A2. 以下の帳票がオンラインの請求対象となります。

それ以外の帳票については、今までどおり、紙の請求書において管轄の都道府県労働局に送付してください。

労災診療費の場合

（1）医科・歯科

・請求書

労働者災害補償保険診療費請求書（診機様式第1号）（帳票種別コード：34720）

・レセプト（診療費請求内訳書）

（短期給付）

診療費請求内訳書（入院用）（診機様式第2号）（帳票種別コード：34721）

診療費請求内訳書（入院外用）（診機様式第3号）（帳票種別コード：34722）

診療費請求内訳書（続紙）

（傷病（補償）年金）

診療費請求内訳書（入院用傷）（診機様式第4号）（帳票種別コード：34723）

診療費請求内訳書（入院外用傷）（診機様式第5号）（帳票種別コード：34724）

診療費請求内訳書（続紙）

（2）調剤

・請求書

労働者災害補償保険薬剤費請求書（指薬機様式第1号）（帳票種別コード：34729）

・レセプト（薬剤費請求内訳書）

（短期給付）

薬剤費請求内訳書（指薬機様式第2号）（帳票種別コード：34730）

（傷病（補償）年金）

薬剤費請求内訳書（傷）（指薬機様式第3号）（帳票種別コード：34731）

アフターケア委託費の場合

(1) 医科

・請求書

アフターケア委託費請求書（実施要領様式第5号）（帳票種別コード：37700）

・レセプト（アフターケア委託費請求内訳書）

アフターケア委託費請求内訳書（実施要領様式第5号の2）（帳票種別コード：37702）

(2) 調剤

・請求書

アフターケア委託費請求書（薬局用）（実施要領様式第6号）（帳票種別コード：37701）

・レセプト（アフターケア委託費内訳書（薬局用））

アフターケア委託費請求内訳書（薬局用）（実施要領様式第6号の2）（帳票種別コード：37710）

Q3. 【診】 電子レセプトによる請求では、通勤災害を請求することはできますか。

A3. レセプトコンピューターで入力が可能であれば、通勤災害も請求することができます。

Q4. 【診】【ア】 月遅れとなったレセプトを、オンラインで請求することはできますか。

A4. 未請求のものであれば、オンライン請求においても、月遅れとなったレセプトを請求することができます。

1-8 今までの請求方法との違いについて

Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求は、どのような方法がありますか。

A1. オンラインによる請求方法と電子媒体による請求方法の2通りあります。

Q2. 【診】電子レセプトによる請求を行った場合、療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）等は、紙で送付する必要がありますか。

A2. 療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）等については、今までどおり、被災労働者が所属する事業場を管轄する監督署ごとに編綴し、都道府県労働局に送付してください。

Q3. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を行った場合、紙で送付する必要がある書類は何かありますか。

A3. 労災診療費の場合は労働者災害補償保険診療費請求書、労災診療費請求内訳書（レセプト）等が、アフターケア委託費の場合はアフターケア委託費請求書、アフターケア委託費請求内訳書（レセプト）等が電子により請求することができます。

電子化対象外の書類については、今までどおり、紙により都道府県労働局に送付してください。

1-9 労災電子化加算について

Q1. 【診】【ア】労災電子化加算の具体的な内容を教えてください。

A1. オンラインまたは電子媒体による労災診療費またはアフターケア委託費の請求（薬剤費は除く）を行った場合に、電子レセプト1件につき5点の労災電子化加算が算定できます。
なお、初診、再診は問いません。

Q2. 【診】【ア】労災電子化加算は、医科、歯科、調剤（薬剤費）レセプトのすべてが対象ですか。

A2. 労災電子化加算は、労災診療費及びアフターケア委託費のいずれの給付でも算定可能であり、労災診療費の場合は医科、歯科レセプトのみが対象、アフターケア委託費の場合は医科レセプトのみが対象です。

なお、調剤（薬剤費）レセプトは、労災電子化加算の加算対象とはなりません。

Q3. 【診】【ア】確認試験で、労災電子化加算は算定できますか。

A3. 確認試験で使用した電子レセプトをオンラインで請求する場合は、労災電子化加算を算定できます。確認試験で使用した電子レセプトを紙で請求する場合は、労災電子化加算を算定できません。

2 労災レセプト電算処理システムの準備、導入について

2-1 オンライン請求について

2-1-1 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っていない労災保険指定医療機関等の場合

Q1. 【診】【ア】オンラインによる請求を行うためには、どのような環境が必要ですか。

A1. オンラインによる請求をするためには、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行うことができる環境が必要です。

健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行う場合には、下記の社会保険診療報酬支払基金ホームページをご覧ください。

・社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<http://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/index.html>

2-1-2 すでに、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っている労災保険指定医療機関等の場合

Q1. 【診】【ア】オンラインによる請求を行うためには、どのような環境が必要ですか。

A1. すでに健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っている場合は、利用しているコンピューターをそのまま使用してオンライン請求ができます。

Q2. 【診】【ア】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）において、すでに電子証明書を取得していますが、オンライン請求を行うにあたり、新たに、電子証明書を取得する必要がありますか。

A2. 現在、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書をそのまま利用することができますので、新たに取得する必要はありません。

Q3. 【診】【ア】オンラインによる請求を行う場合に必要となるユーザIDとパスワードは、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）と同じですか。

A3. オンラインによる請求を行う場合には、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）から発行されたユーザIDとパスワードを使用することができませんので、新たに、労災レセプトユーザIDと労災レセプトパスワードが必要です。

2-1-3 共通

Q1. 【診】【ア】 労災レセプトユーザID と労災レセプトパスワードが都道府県労働局から届きましたが、このあとは、どのような作業が必要ですか。

- A1. セットアップマニュアルの手順にしたがって設定作業を行ってください。
なお、設定作業の完了後、確認試験を行ってください。

詳細は、厚生労働省ホームページに掲載している「セットアップマニュアル」をご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/sankou-01.html

Q2. 【診】【ア】 労災レセプトユーザID と労災レセプトパスワードは、届出から発行までにどの程度かかりますか。

- A2. 労災レセプトユーザID と労災レセプトパスワードは、届出書類を提出してから1～2週間程度で発行します。

Q3. 【診】【ア】 都道府県労働局から届いた労災レセプトユーザID と労災レセプトパスワードには有効期限はありますか。

- A3. 労災レセプトユーザID と労災レセプトパスワードには有効期限はありません。

Q4. 【診】【ア】 都道府県労働局から届いた労災レセプトユーザID と労災レセプトパスワードの再申請は、どのような場合に必要ですか。

- A4. 労災レセプトユーザID と労災レセプトパスワードを紛失した場合には、再度申請する必要があります。

Q5. 【診】【ア】 オンラインによる請求方法が分からない場合には、どこに問い合わせをすればよいですか。

- A5. レセプト請求の内容に関する個別の問い合わせは、管轄の都道府県労働局へ、システムの操作や設定の問い合わせは、労災レセプト電算処理システムヘルプデスクへお問い合わせください。
ヘルプデスク電話番号：0120-631-660

Q6. 【診】【ア】労災レセプトについて、オンラインによる請求を行っていますが、レセコンソフトの不具合などが原因でオンラインによる請求が行えない場合に、一時的に紙レセプトによる請求に変更することはできますか。

A6. 管轄の都道府県労働局に連絡し、オンラインによる請求が行えない事情を担当者に説明の上で、一時的に紙レセプトによる請求に変更することができます。

なお、紙レセプトによる請求の場合は、都道府県労働局が開庁している平日時間帯のみの受付となりますのでご注意ください。

また、10日が閉庁日にあたる場合の提出締切日については、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

2-2 電子媒体請求について

Q1. 【診】【ア】電子媒体で請求する場合、使用できる媒体は何がありますか。

A1. CD又はDVDを使用して請求することができます。

Q2. 【診】【ア】電子レセプトによる請求を電子媒体で行う場合に必要な届出はありますか。

A2. 「(労災)光ディスクを用いた費用の請求に関する届出」を都道府県労働局に提出してください。

Q3. 【診】【ア】電子媒体による請求を行うためには、どのような手続きが必要ですか。

A3. 電子媒体による請求を行うためには、電子媒体と「光ディスク送付書」の提出が必要です。

Q4. 【診】【ア】電子媒体による請求に必要な送付書は、どこで入手することができますか。

A4. 都道府県労働局、または厚生労働省ホームページから「光ディスク送付書」を入手してください。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・電子媒体による請求の場合

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/request-03.html

Q5. 【診】【ア】電子媒体による請求に必要な送付書の送付先を教えてください。

A5. 都道府県労働局に、電子媒体と一緒に「光ディスク送付書」を提出してください。

Q6. 【診】【ア】電子媒体による確認試験を行う場合には、労働基準監督署ごとに電子媒体を分けて作成する必要がありますか。

A6. 電子媒体による確認試験を行う場合には、労働基準監督署ごとに電子媒体を分けて作成する必要はありません。また、1つの電子媒体で労働基準監督署ごとにフォルダを分けて情報を格納する必要もありません。

2-3 その他

Q1. 【診】【ア】電子レセプトによる請求に対応できるレセプトコンピューターメーカーを教えてください。

A1. 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）のオンライン請求の原則義務化により、多くの労災保険指定医療機関等において、レセプトコンピューターが導入されていると思われますので、まずは、契約しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

3 確認試験

3-1 確認試験について

Q1. 【診】【ア】確認試験とはどのような試験ですか。

A1. 労災保険指定医療機関等で作成した労災レセプトが、厚生労働省の定める記録条件仕様書等に沿って正しく作成されているかどうかを、請求前に確認するために行う試験のことです。
なお、確認試験の実施前後に、管轄の都道府県労働局などへ報告を行う必要はありません。

Q2. 【診】【ア】確認試験は、何のために行う必要があるのですか。

A2. 確認試験を行うことにより、オンラインまたは電子媒体による請求時に発生するエラーを事前に確認し、あらかじめ訂正の上、請求することができます。

Q3. 【診】【ア】オンラインにより確認試験を行うための具体的な操作方法を教えてください。

A3. 労災レセプト電算処理システムの環境選択画面で「確認試験」を選択し、ログインしてください。

ログイン後、「レセプト送信・状況」ボタンを選択して業務を開始します。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「操作マニュアル」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/rousai/rzeptsystem/sankou-01.html

Q4. 【診】【ア】確認試験は、いつ行うことができますか。

A4. 確認試験は、下記の期日に行うことができます。

①毎月5日～7日、11日～31日（土日祝日を含む）8：00～21：00

②毎月8日～10日（土日祝日を含む）8：00～24：00

※1日から4日は、システム停止のため、労災レセプト電算処理システムを利用することはできません。

Q5. 【診】【ア】 確認試験で請求確定した労災レセプトは、実際の請求として受け付けられることはありますか。

A5. 確認試験で請求確定した労災レセプトは、実際の請求として受け付けられることはありません。

Q6. 【診】【ア】 確認試験において、過去の診療分または確認試験専用で作成した電子レセプトを使うことはできますか。

A6. 労災診療費の場合は平成 25 年6月診療分以降、アフターケア委託費の場合は令和2年 12 月診療分以降の電子レセプトであれば、確認試験において使用することができます。

Q7. 【診】【ア】 請求予定の電子レセプトが存在しない場合、確認試験を実施するために、労災の電子レセプトをどのようにして準備したらよいですか。

A7. 過去に紙で請求した労災のレセプトを、レセプトコンピューターで電子レセプトとして作成していただき、これを利用して確認試験を実施してください。

また、過去に労災の請求を行ったことがない場合は、記録条件仕様に沿った内容で模擬の電子レセプトを作成していただき、確認試験を実施してください。

なお、レセプトコンピューターにおける電子レセプトの作成方法及び操作方法等については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご確認ください。

Q8. 【診】【ア】 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新後、ショートカットを押下しても労災レセプト電算処理システムの画面が表示されなくなりましたが、どのように対応すればよいですか。

A8. レセプト送信用コンピューターにおいて、Internet Explorer 及び Microsoft Edge の信頼済みサイトに国保・社保のオンライン請求システムの URL を追加している場合は、同様に、労災レセプト電算処理システムの URL を信頼済みサイトに追加してください。

追加は下記の手順により行ってください。

ブラウザ(Internet Explorer)をご利用の場合

- Internet Explorer を起動する。
- メニューバーの「ツール」「インターネットオプション (O)」「セキュリティ」タブを開く。
- 「信頼済みサイト」を選択し、「サイト」ボタンをクリックする。
- 「この Web サイトをゾーンに追加する (D)」に、労災レセプト電算処理システムの URL を入力する。

<https://www.rousai2.send.rece>

- 「閉じる」ボタンをクリックし、設定確定後、Internet Explorer を終了する。
- ショートカットをダブルクリックして労災レセプト電算処理システムの画面が表示されるか確認する。

ブラウザ（Microsoft Edge）をご利用の場合

・スタートメニューから「Windows システムツール」「コントロールパネル」「（表示方法がカテゴリの場合）ネットワークとインターネット」「インターネットオプション」「セキュリティ」タブを開く。

・「信頼済みサイト」を選択し、「サイト」ボタンをクリックする。

・「この Web サイトをゾーンに追加する（D）」に、労災レセプト電算処理システムの URL を入力する。

<https://www.rousai2.send.rece>

・「閉じる」ボタンをクリックし、設定確定後、「コントロールパネル」を終了する。

・ショートカットをダブルクリックして労災レセプト電算処理システムの画面が表示されるか確認する。

3-2 ログインについて

Q1. 【診】【ア】 デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下しても画面が表示されませんが、どのように対応すればよいですか。

A1. 2通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①正しい接続先の URL は下記のとおりですので、接続先を確認してください。

・労災保険指定医療機関等用：

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index01.html

・レセプトコンピューターメーカー用：

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index03.html

②健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）のオンライン請求画面にログインした状態で、労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下し、画面が表示されることを確認してください。

Q2. 【診】【ア】 デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下したところ、「ご利用中のブラウザはサポート対象外です。」というエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A2. GoogleChrome などのブラウザで接続すると「ご利用中のブラウザはサポート対象外です。」というエラーメッセージが表示されますので、「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」に記載された動作確認を行っている組合せのブラウザに変更する必要があります。

なお、変更方法等については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・基本ソフト（OS）・ブラウザの追加

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/dl/sankou-01-system01.pdf

Q3. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「電子証明書の認証に失敗しました。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。

A3. ショートカットに設定している接続先 URL の記載に、誤りがないか確認してください。
ログイン前の環境選択画面に「請求」のボタンが存在せず、「確認試験」のボタンのみが表示されている場合は、レセプトコンピューターメーカー向けの URL が、ショートカットに設定されています。
デスクトップに作成したショートカットを右クリックし「プロパティ」を選択し、「Web ドキュメント」タブの URL 欄に記載された URL 末尾の記載を、「index03.html」から「index01.html」に修正してください。修正したショートカットをダブルクリックして、再度ログインを行ってください。

Q4. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、パスワードの変更画面が表示されましたが、変更する必要がありますか。

A4. 都道府県労働局から届いた労災レセプト ID と労災レセプトパスワードによりログインするとパスワードの変更画面が表示されますので、パスワードの変更を行ってください。なお、パスワードの変更は、半年ごとに行う必要があります。

Q5. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「ID またはパスワードに誤りがあります。再度入力をお願いします。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。

A5. 2通りの対処方法が考えられますので、下記の手順により確認してください。

① 労災レセプト電算処理システムは、入力された労災レセプトユーザ ID や労災レセプトパスワードの大文字と小文字、全角半角を区別しているため、文字の入力を正確に行ってください。Shift キーを押しながらキーを押下することで、大文字での入力が可能です。
また、キーボードの入力方法が「かな入力」などに切り替わっていないかを確認してください。入力している文字が不明な場合は、Word やメモ帳などで文字を「入力」及び「コピー」を行い、認証画面の「ユーザ ID」や「パスワード」欄に貼り付けてログインしてください。

② 過去にログインしている場合は、前回パスワード変更時に設定した任意のパスワードを使用してログインしてください。

設定したパスワードを忘れてしまった場合は、ログイン画面に表示されている「パスワードを忘れた方へ」を押下して、パスワードの初期化を行ってください。初期パスワードは、管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」に記載されている「労災レセプトパスワード」になります。

- Q6. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインするために設定したパスワードを忘れたため、パスワードの初期化を行いたいのですが、初期パスワードを確認する方法を教えてください。
- A6. 管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」に記載されている「労災レセプトパスワード」を確認してください。
- Q7. 【診】【ア】 パスワードの初期化を行いたいが、管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」を紛失したため、「労災レセプトパスワード」が確認できず、初期化が行えない場合は、どのように対応すればよいですか。
- A7. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の「変更」を○で囲み、備考欄に「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報紛失」の旨を明記して、管轄の都道府県労働局へ提出し、新しい「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」の発行を待って、請求を行ってください。
- なお、新しい「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」の発行に時間が掛かり、月遅れの請求になることがあるため、当月中に請求を実施したい場合は、管轄の都道府県労働局へ連絡した上で、紙レセプトによる請求を行ってください。

Q8. 【診】【ア】環境選択画面で「確認試験」を選びログインしたところ、「このページにはセキュリティで保護されている項目と保護されていない項目が含まれます。保護されていない項目を表示しますか？」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A8. Internet Explorer 6のブラウザでログインすると「このページにはセキュリティで保護されている項目と保護されていない項目が含まれます。保護されていない項目を表示しますか？」というメッセージが表示される場合がありますので、「はい」を選択してください。

このメッセージは、Internet Explorer 6がHTMLを誤って解釈した結果、表示されることがわかっています。

本システムの画面において、セキュリティ上の理由から、このメッセージが出力されることはありません。

そのため、「はい」を選択した場合でも、セキュリティ上の問題はありません。

また、環境選択画面で「請求」を選びログインした場合にも同様のメッセージが表示されるため、「はい」を選択してください。

なお、Internet Explorer 6から、「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」に記載された動作確認を行っている組合せのInternet Explorerのバージョンに変更することで、このメッセージは表示されなくなります。

「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・基本ソフト（OS）・ブラウザの追加

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/dl/sankou-O1-systemO1.pdf

Q9. 【診】【ア】労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、トップページ画面の「利用者名」において労災保険指定医療機関(薬局)名の一部が「？」と表示されていますが、確認試験を行うことはできますか。

A9. 管轄の都道府県労働局に労災保険指定医療機関指定申請書を提出した際に、労災保険指定医療機関(薬局)名の一部に環境依存文字（「株」「財」など）や、旧漢字（「崎」「臼」など）を記載している場合に、トップページ画面の「利用者名」において環境依存文字を認識できず「？」と表示されます。

労災レセプト電算処理システムの利用に影響はなく、確認試験を行うことができます。

3-3 レセプト送信プログラムについて

Q1. 【診】【ア】レセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「レセプト送信プログラムを起動中です。」のメッセージが表示されたまま画面が遷移しませんが、どのように対応すればよいですか。

A1. レセプト送信を行うには、レセプト送信プログラムをインストールする必要があります。そのため、画面下部（IE のバージョンによっては画面上部）に下記のメッセージが表示された場合は、「インストール」ボタンをクリックしインストールを行ってください。

（メッセージ）

・労災診療費の場合

「この web サイトは、' MHLW' からの ' ReceiptUploader_R.cab' アドオンをインストールしようとしています。」

・アフターケア委託費の場合

「この web サイトは、' MHLW' からの ' ReceiptUploader_R_after.cab' アドオンをインストールしようとしています。」

※MHLW：厚生労働省の英語訳、Ministry of Health Labour and Welfare

※Receipt Uploader_R.cab：労災診療費用のレセプト送信プログラム

※Receipt Uploader_R_after.cab：アフターケア委託費用のレセプト送信プログラム

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「レセプト送信プログラムをインストールする」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/sankou-01.html

Q2. 【診】【ア】レセプト送信（確認試験）画面において、レセプト送信プログラムのインストール時に「この Web サイトのアドオンは実行できませんでした」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A2. レセプト送信プログラムのインストールが失敗している可能性があります。下記の手順によりインストールを行ってください。

- ・労災レセプト電算処理システムからログアウトし、全てのブラウザを閉じた後に「スタート」から「Internet Explorer」を右クリックし、「管理者として実行(A)」でブラウザを起動します。

- ・起動したブラウザの URL に下記の URL をコピーして、貼り付けします。

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index01.html

- ・労災レセプト電算処理システムにログインしてレセプト送信を再度実行します（レセプト送信プログラムがインストールされます）。

Q3. 【診】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0042E) 労災レセプト送信プログラムが古い可能性があります。労災レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A3. 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新した場合は、レセプト送信用コンピューターにインストールされている労災レセプト送信プログラムをインストールし直す必要があります。

「労災レセプト送信プログラム アンインストール」をダウンロードの上、アンインストールを実行してください。

その後、労災レセプト電算処理システムにログインして、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックし、インストールを促すメッセージに従って、労災レセプト送信プログラムのインストールを行ってください。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「レセプト送信プログラムのアンインストール及び再インストールについて」をご覧ください。

- ・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/rousai/rezeptssystem/sankou-01.html

Q4. 【ア】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0046E)【アフターケア】レセプト送信プログラムが古い可能性があります。【アフターケア】レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度【アフターケア】レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A4. 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新した場合は、レセプト送信用コンピューターにインストールされている【アフターケア】レセプト送信プログラムをインストールし直す必要があります。

「【アフターケア】レセプト送信プログラム アンインストール」をダウンロードの上、アンインストールを実行してください。

その後、労災レセプト電算処理システムにログインして、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックし、インストールを促すメッセージに従って、【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストールを行ってください。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「【アフターケア】レセプト送信プログラムのアンインストール及び再インストールについて」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/sankou-O1.html

3-4 レセプト送信について

Q1. 【診】【ア】オンライン送信画面において、請求する電子レセプトの読み込み時にエラーとなり、送信することができませんが、どのように対応すればよいですか。

A1. レセプトファイルは、圧縮形式では読み込むことができませんので、ファイルを解凍して読み込みを行ってください。

Q2. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、媒体を指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A2. 媒体を指定してレセプトファイルを送信する場合には、電子媒体内は送信するファイルのみの状態にしてください。そのほかのファイルやフォルダが格納されていると正しく送信できません。

また、電子媒体の中身が空の場合、もしくは、誤った電子媒体を指定している場合も、同様のメッセージが表示されます。

Q3. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A3. フォルダを指定してレセプトファイルを送信する場合には、送信ファイルが格納されているフォルダを正しく指定しているか確認してください。

そのほかのファイルやフォルダが格納されていると正しく送信できませんので、指定するフォルダは送信するファイルのみの状態にしてください。

また、フォルダの中身が空の場合、もしくは、誤ったフォルダを指定している場合も、同様のメッセージが表示されます。

レセプトファイルを格納しているフォルダの場所が不明な場合は、レセプト送信用コンピューターの管理者もしくは、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q4. 【診】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2105E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A4. レセプトファイル内に記録されている労災指定医療機関番号が誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録した労災指定医療機関番号が正しいか確認し、誤っている場合は正しい番号に修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

※調剤レセプトの場合は、「指定医療機関の番号」を「労災指定薬局番号」と読み替えてください。

Q5. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2166E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度【アフターケア】レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A5. レセプトファイル内に記録されている労災指定医療機関番号が誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録した労災指定医療機関番号が正しいか確認し、誤っている場合は正しい番号に修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

※調剤レセプトの場合は、「指定医療機関の番号」を「労災指定薬局番号」と読み替えてください。

Q6. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2112E レコード識別情報が正しく設定されていません。レコード構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A6. レコード識別情報（[IR][RE][RS]など）の記録内容が、記録条件仕様に沿った内容で記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。

また、レコードの途中で改行されている場合も、同様のメッセージが表示されます。

エラーメッセージが表示された電子レセプトのレコード識別情報が、記録条件仕様に沿った内容で記録されているか確認してください。（レコード識別情報（[IR][RE][RS]など）の記録内容が分からない場合は、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。）

Q7. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2121E 読込フォルダ配下にサブフォルダが存在します。フォルダ構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A7. フォルダを指定してレセプトファイルを送信する場合には、指定したフォルダ配下に別のフォルダ（サブフォルダ）があるとエラーメッセージが表示されます。指定したフォルダ配下には、送信するファイルのみを格納してください。

また、媒体を指定してレセプトファイルを送信する場合も、送信するファイルのみを格納してください。指定したフォルダの中に隠しフォルダが存在する場合も、同様のメッセージが表示されます。

Q8. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー(ファイル名フォーマットエラー)」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A8. UKKM2124E エラー(ファイル名フォーマットエラー)」のメッセージが表示され、レセプト送信ができない場合は、3通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

(1) 労災診療費のレセプトファイルとアフターケア委託費のレセプトファイルは同時に送信することができない。

選択したレセプト送信機能に対応するレセプトファイルのみを格納してください。

(2) レセプト送信-読込先指定画面において指定したフォルダ内に、労災のレセプトファイルと無関係のファイルやフォルダが格納されている。

指定するフォルダは送信するレセプトファイルのみの状態にしてください。

(3) 送信するレセプトファイル名が誤っている。

送信するレセプトファイル名が下記のとおり正しい名称か確認してください。ファイル名が異なっている場合は、ファイル名を修正して、再度レセプト送信を行ってください。

■労災診療費

・ 医科：RRECnnmm,UKE (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：RREC0100,UKE、RREC0200,UKE

・ 歯科：RESnnmm,UKE (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：RES0100,UKE、RES0200,UKE

・ 調剤：REYnnmm,CYO (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：REY0100,CYO、REY0200,CYO

■アフターケア委託費

・ 医科：ARECnnmm,UKE (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：AREC0100,UKE、AREC0200,UKE

・ 調剤：AREYnnmm,CYO (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：AREY0100,CYO、AREY0200,CYO

なお、レセプト作成時にファイルが不正な名称で出力される場合は、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q9. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー ファイル名フォーマットエラー」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A9. 送信するレセプトファイルは、圧縮されたファイルを読み込むことができません。

圧縮ファイルを解凍していただき、解凍したファイルを格納したフォルダを指定してください。

ファイル名が間違っている場合も送信することができませんので、解凍後にご確認ください。

Q10. 【診】レセプト送信-読込先指定画面で、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2134E 労災診療(調剤)費請求書レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：xxx、ファイル名：yyy、項目名：zzz」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。(指定医療機関番号：xxx、ファイル名：yyy、項目名：zzzは、送信したレセプトで変わります。)

A10. ファイル名：yyy、項目名：zzzに該当する箇所が、記録条件仕様に定められたデータ長(最大バイト数)以下と同じでない場合に、エラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示された箇所をご確認いただき、記録内容を修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q11. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面で、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2158E アフターケア委託費請求書レコード/アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z z」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。（指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z zは、送信したレセプトで変わります。）

A11. ファイル名：y y y、項目名：z z zに該当する箇所が、記録条件仕様に定められたデータ長（最大バイト数）以下と同じでない場合に、エラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示された箇所をご確認いただき、記録内容を修正してください。
修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

3-5 レセプト請求状況について

Q1. 【診】【ア】確認試験による請求をおこない、レセプト請求状況画面の結果に対して、どのように対応すればよいですか。

A1. オンライン確認試験結果リストのエラーコード欄に、1000番台（R1エラー）、または2000番台（R2エラー）と表示された場合は、受付ができない（キャンセル）状態であるため、エラー内容を確認の上、該当箇所を訂正し、再度確認試験を行ってください。それ以外のエラーについては、エラー内容を確認の上、訂正を行ってください。

Q2. 【診】【ア】確認試験のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より少なくなっている場合は、どのように対処すればよいですか。

A2. 「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より少なくなっている場合は、4通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①レセプトファイルの中で、受付不能エラーとなり、読み込みできなかったレセプトが存在している。

「レセプト請求状況画面」の「受付不能」欄に表示されている「0」又は「*」をクリックし、「オンライン確認試験結果リスト表示画面」に表示された1000番台、2000番台のエラーとなっているレセプトを修正して、再度読み込みを行ってください。

②レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダが誤っている。

レセプト送信-読込先指定画面において、当月請求のレセプトファイルを格納したフォルダを選択しているか、再度確認してください。

フォルダの選択が誤っている場合は、正しいフォルダを選択してください。

③レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに格納したファイルが不足してい

る。

レセプト送信-読込先指定画面において、選択したフォルダの中に当月請求のレセプトファイルがすべて格納されているか、再度確認してください。

当月請求のレセプトファイルが不足している場合は、不足しているファイルを追加してください。

④レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに格納しているレセプトファイルの内容が誤っている。

レセプトファイルの内容を確認していただき、当月請求を予定しているレセプトの内容になっていることを確認してください。

レセプトファイルの内容が誤っている場合は、レセプトコンピューターで当月分のレセプトファイルを正しく作成し、レセプト送信を実施してください。

Q3. 【診】【ア】 確認試験において、レセプト送信操作を行いました、送信が実施できているか確認する方法を教えてください。

A3. レセプト請求状況画面の「請求状況」欄を確認していただき、「請求済」と表示されていることを確認してください。

(「取消済」、「請求確定(エラー分を含む)」、「請求確定(エラー分を除く)」の表示がされている場合は、確認試験における請求操作が行われておりません。)

また、「請求確定件数」欄の数値を押下するとオンライン受領書が表示されますので、請求した金額とレセプト件数を確認することができます。

Q4. 【診】【ア】 レセプト請求状況画面において、取消処理を行っていないにもかかわらず、請求状況が「取消済」と表示されていますが、どのように対応すればよいですか。

A4. 記録条件仕様に沿った記録内容となっていない場合に、「取消済」と表示され、レセプト件数、要確認件数など、すべての件数が「*」と表示されますので、記録内容を修正し、再度送信してください。

Q5. 【診】【ア】 確認試験のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より多くなっている場合は、どのように対処すればよいですか。

A5. 「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より多くなっている場合は、3通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダが誤っている。

レセプト送信-読込先指定画面において、当月請求のレセプトファイルを格納したフォルダを選択しているか、再度、確認してください。フォルダの選択が誤っている場合は、正しいフォルダを選択してください。

②レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに当月請求のレセプトファイル以外のファイルが格納されている。

レセプト送信-読込先指定画面で選択した、当月請求のレセプトファイルを格納したフォルダに、当月請求以外のレセプトファイルが格納されていないか確認してください。当月請求以外のレセプトファイルが格納されている場合は、フォルダを当月請求のレセプトファイルのみにし、レセプト送信を実施してください。

③レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに格納しているレセプトファイルの内容が誤っている。

レセプトファイルの内容を確認していただき、当月請求を予定しているレセプトのみであることを確認してください。レセプトファイルの内容が誤っている場合は、レセプトコンピューターで当月分のレセプトファイルを正しく作成し、レセプト送信を実施してください。

上記①～③の対処で事象が再発する場合は、当月請求のレセプトファイルを別のフォルダに格納し、レセプト送信-読込先指定画面において、該当のフォルダを選択してください。

それでも事象が再発する場合は、当月請求のレセプトファイルの内容が誤っているため、再度、レセプトコンピューターで当月請求のレセプトファイルを正しく作成し、レセプト送信を実施してください。(レセプトファイルの内容の確認については、コンピューターの管理者もしくは、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。)

Q6. 【診】【ア】 導入支援金の申請のために送信データ集計表を印刷したいので、操作方法を教えてください。

A6. 次の手順で操作してください。

(1) 確認試験用の電子レセプトをご用意の上、確認試験を実施してください。

(2) トップページで「レセプト請求・状況」ボタンをクリックし、次に「状況」ボタンをクリックしてください。

※「状況」ボタンは、点数表区分に応じて状況（医科）・状況（歯科）・状況（調剤）と表示されます。

(3) レセプト請求状況画面が表示されるので、[送信レセプト件数] 列（[受付不能] 列を除く）のリンクをクリックします。

※ [送信レセプト件数] 列は、点数表区分に応じて入院・入院外（医科及び歯科の場合）または受付可（調剤薬局の場合）と表示されます。

(4) 送信データ集計表表示画面が表示されるので、「印刷レイアウト」ボタンをクリックします。

(5) 印刷プレビュー画面が表示されるので、右クリックして「印刷」を選択し、お使いのプリンターで印刷してください。

上記操作方法の詳細につきましては、操作マニュアルの「10. レセプト情報の確認試験を実施する（労災診療費及び労災薬剤費）」をご覧ください。

Q7. 【診】【ア】導入支援金の申請にあたって必要な送信データ集計表を印刷しようと思い、マニュアルの通りに操作しましたが、送信データ集計表に記載されているレセプトの件数と合計金額が、送信した内容と一致していません。原因と対処方法を教えてください。

A7. 送信したレセプトにおいてエラーが出力されていることが考えられます。オンライン確認試験結果リストにエラーが出力していないかご確認の上、出力している場合はレセプトを修正してください。オンライン確認試験結果リストの表示方法は次の通りです。

(1) トップページで「レセプト請求・状況」ボタンをクリックし、次に「状況」ボタンをクリックしてください。

※「状況」ボタンは、点数表区分に応じて状況（医科）・状況（歯科）・状況（調剤）と表示されます。

(2) レセプト請求状況画面が表示されるので、[受付不能] 列または [要確認件数] 列のリンクをクリックします。（リンクには「0」または「*」が表示されている場合があります）

(3) オンライン確認試験結果リスト表示画面が表示されます。

なお、エラーの修正方法が不明な場合は労災レセプト電算処理システムヘルプデスクまでお問い合わせください。

3-6 オンライン確認試験結果リストについて

3-6-1 エラーコード 1000 番台 (R1 エラー)

Q1. 【診】オンライン確認試験結果リストに「1010 療養期間一未日前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A1. 電子レセプトの記録で、「請求書提出年月日」に記録された年月日が、「療養期間一末日」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録した「請求書提出年月日」の年月日が、「療養期間一末日」の年月日以降の日付になるように、レセプトを修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q2. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「1010 診察年月日または検査年月日(健康診断年月日)より前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A2. 電子レセプトの記録で、「請求書提出年月日」に記録された年月日が、「診察年月日」または「検査年月日(健康診断年月日)」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録した「請求書提出年月日」の年月日が、「診察年月日」及び「検査年月日(健康診断年月日)」の年月日以降の日付になるように、レセプトを修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q3. 【診】オンライン確認試験結果リストに「1018 都道府県労働局コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A3. 記録いただいた都道府県労働局コードが誤っているため、正しい都道府県労働局コードに訂正する必要があります。「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」、「指定病院等(変更)届(様式第6号)」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。

都道府県労働局コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表20 都道府県労働局コード」をご覧ください。

都道府県労働局コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q4. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「1019 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A4. 記録いただいた労働基準監督署コードが誤っているため、正しい労働基準監督署コードに訂正する必要があります。「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。

労働基準監督署コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表 21 労働基準監督署コード」をご覧ください。

労働基準監督署コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q5. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「1035 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)

A5. 記録いただいた労働基準監督署コードが誤っているため、正しい労働基準監督署コードに訂正する必要があります。「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。

労働基準監督署コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表 15 労働基準監督署コード」をご覧ください。

労働基準監督署コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

3-6-2 エラーコード 2000 番台 (R2 エラー)

Q1. 【診】【ア】 オンライン確認試験結果リストに「2014 傷病の経過が記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科・歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象)

A1. 必須項目である「傷病の経過」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認いただき、傷病の経過が記録されていない場合は、記載してください。また、記載内容が 50 文字(100 バイト)を超えた場合もエラーとなります。

Q2. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「2163 療養期間一初日と療養期間一末日が同一年月ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A2. 記録された「療養期間一初日」及び「療養期間一末日」が、同一の年月となっていない場合に、エラーメッセージが表示されます。療養期間は、同一の年月となるように記録してください。休業証明の請求で複数の年月を記録する必要がある場合は、「療養期間一初日」及び「療養期間一末日」が同一の年月となるように記録し、別途コメントなどに複数の年月を記録してください。

(例：療養期間が1月20日から2月10日の場合、療養期間を1月20日から1月31日、または2月1日から2月10日と記録する。コメントには「療養期間1月20日～2月10日」などと記録する。)

Q3. 【ア】 オンライン確認試験結果リストに「2163 診察年月日と検査年月日(健康診断年月日)が同一年月日ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A3. 記録された「診察年月日」及び「検査年月日(健康診断年月日)」が、同一の年月日となっていない場合に、エラーメッセージが表示されます。両日付は、同一の年月日となるように記録してください。なお、「診察年月日」及び「検査年月日(健康診断年月日)」は、いずれかの記録を必須として、診療行為を実施した日付を記録します。

Q4. 【診】 オンライン確認試験結果リストに「2317 算定日情報（回数）が正しい暦年月日に記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科レセプトが対象）

A4. 労災レセプトレコードの「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の情報と、診療行為の算定日情報の回数を記録した日付（「1日の情報」から「31日の情報」）を確認してください。「療養期間一初日」から「療養期間一末日」以外の日付を記録している場合は、算定日情報の回数を記録した日付を、「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の暦日に修正してください。

例1：診療行為の算定日情報に暦年月日に存在しない日付を算定している場合にエラーとなる

- ・「療養期間一初日」：平成29年2月10日
- ・「療養期間一末日」：平成29年2月28日
- ・診療行為の算定日情報：31日に回数を算定（※）

※この場合、診療行為の算定日情報は、平成29年2月31日（暦年月日に存在しない日付）としてシステムが認識するため、診療行為の算定日情報を「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の日付（10日から28日）に修正する必要があります。

例2：「休業証明（休業（補償）給付請求書 様式第8号、様式第16号の6）」のみの請求において、療養期間と発行日が異なった際に、算定日情報に発行日の日付を算定した場合にエラーとなる

- ・「療養期間一初日」：平成29年2月10日
- ・「療養期間一末日」：平成29年2月28日
- ・証明期間：2月10日から2月28日
- ・発行日 5月31日
- ・休業証明の算定日情報：「31日」に回数を算定（※）

※この場合、休業証明の算定日情報は、平成29年2月31日（暦年月日に存在しない日付）としてシステムが認識するため、休業証明の算定日情報を「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の日付（10日から28日）に修正する必要があります。

Q5. 【診】【ア】 オンライン確認試験結果リストに「2512 レコード識別情報内の項目数が記録されている項目数と一致していません。レコード識別情報 [x x]、レセプト内レコード番号 [y y]、レコード内項目位置 [z z]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A5. レセプト内に記録された項目数が、記録条件仕様書で定めている項目数と一致しない場合に、エラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示された箇所を確認いただき、最新の記録条件仕様に基づいた項目数に修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q6. 【診】【ア】 オンライン確認試験結果リストに「2513 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A6. 該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った記録モードで入力されていない、または制御文字等が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認し、正しい記録モードで入力してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

例 1：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [11]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [11] は、「労働者氏名 (カナ)」であり、記録モードは「全角大文字カナ」となります。「半角カナ」及び「全角小文字カナ」が混在している場合に、エラーとなります。(アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

例 2：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [16]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [16] は、「傷病の経過」であり、記録モードは全角となります。半角が混在している場合に、エラーとなります。

(特に、「数字」、「-：ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。また、アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

Q7. 【診】【ア】 オンライン確認試験結果リストに「2539 次の項目に、記録可能な桁数を超えるデータが記録されています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A7. 該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った桁数で入力されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認し、正しい桁数で入力してください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

例1：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [13]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [13] は、「労働者氏名(カナ)」であり、全角カナで 20 文字以内となります。全角カナで 21 文字以上の場合に、エラーとなります。
(アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

例2：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [14]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [14] は、「事業の名称」であり、全角で 20 文字以内となります。全角で 21 文字以上の場合に、エラーとなります。(「事業の名称」が、全角で 21 文字以上の場合、省略しても差し支えありません。ただし、医療機関名や事業の名称がわかるように省略してください。株式会社や医療法人などの省略形を一文字にまとめた環境依存文字(「株」「財」など)や、旧漢字(「崎」「臼」など)は使用できません)

例3：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [15]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [15] は、「事業場の所在地」であり、全角で 40 文字以内となります。全角で 41 文字以上の場合に、エラーとなります。(「事業場の所在地」が、全角で 41 文字以上の場合、省略しても差し支えありません。ただし、ビル名等の名称がわかるように省略してください。)

例4：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [16]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [16] は、「傷病の経過」であり、全角で 50 文字以内となります。全角で 51 文字以上の場合に、エラーとなります。(「傷病の経過」の記載が全角で 51 文字以上の場合、「傷病の経過」欄に「症状詳記に記載」と記載していただき、「症状詳記」欄に傷病の経過内容を記載してください。また、アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

Q8. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「2543 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科、歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A8. 該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った記録モードで入力されていない、または制御文字等が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認し、正しい記録モードで入力してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

例1：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [13]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [13] は、「労働者氏名 (カナ)」であり、記録モードは「全角大文字カナ」となります。「半角カナ」及び「全角小文字カナ」が混在している場合に、エラーとなります。(アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

例2：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [16]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [16] は、「傷病の経過」であり、記録モードは全角となります。半角が混在している場合に、エラーとなります。

(特に、「数字」、「- : ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。また、アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

Q9. 【診】オンライン確認試験結果リストに「2554 傷病名レコードが記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A9. 傷病名レコード (傷病の部位及び傷病名) が記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトの内容を確認し、記録されていない項目に入力を行ってください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q10. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「2805 存在しないまたは有効期限切れの健康管理手帳番号が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・調剤レセプトが対象)

A10. 有効期限切れ、又は存在しない「健康管理手帳番号」が記録された場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された「健康管理手帳番号」に誤りがないか確認してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

3-6-3 エラーコード 3000 番台 (R3 エラー)

Q1. 【診】オンライン確認試験結果リストに「3206 療養期間一初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A1. 傷病名レコードの「診療開始日」に、「療養期間一初日」に記録されている年月日より後の年月日が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された「診療開始日」を確認してください。記録内容に誤りがなければ、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

Q2. 【診】新継再別が「転医始診」となっているレセプトで、オンライン確認試験結果リストに「3206 療養期間一初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)

A2. 傷病名レコードの「診療開始日」に、「療養期間一初日」に記録されている年月日より後の年月日が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。新継再別が転医始診となっているレセプトでは、診療開始日が療養期間一初日より後になる場合があるため、記録内容に誤りがなければ、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

Q3. 【診】【ア】 オンライン確認試験結果リストに「3303 存在しない摘要コード（診療行為コード、医薬品コード、特定器材コード又はコメントコード）が記録されています。事項名：エラー労災医科診療行為（xxレコード目）」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科レセプトが対象）（xxレコード目は、送信したレセプトで変わります。）

A3. 摘要レコードに診療行為マスター、医薬品マスター、特定器材マスター、コメントマスターに登録されていないコードが記録された場合、エラーメッセージが表示されます。記録されているコードについて、以下の確認項目を確認してください。

また、エラー労災医科診療行為 xx レコード目は、エラーメッセージが表示されているレセプトの RI レコードのみを数えて、xx 番目の RI レコードが該当します。（該当する xx レコード目が分からない場合は、導入しているレセプトコンピューターメーカーもしくは、ヘルプデスクにご相談ください。）

（確認項目）

- 健康保険及び労災保険で、診療行為名称が同一で「診療行為コード」が異なる場合がありますので、該当のレコードを確認し、「健康保険の診療行為コード」を使用している場合は、「労災保険の診療行為コード」に修正してください。

「運動器リハビリテーション料（1）の例」

（健康保険の診療行為コード）運動器リハビリテーション料（1）：180032710

（労災保険の診療行為コード）運動器リハビリテーション料（1）：101800280

「在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院料1）の例」

（健康保険の診療行為コード）在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院料1）：190168070

（労災保険の診療行為コード）在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院料1）（労災用）：
101900140

- 労災保険では使用できない減算コードを記録していないか、該当のレコードを確認し、誤っている場合は、正しいコードに修正してください。

「減算コードの例」

（健康保険の診療行為コード）入院基本料減算など

- 健康保険及び労災保険に存在しない「診療行為コード」等を記録していないか該当のレコードを確認し、誤っている場合は、正しい「健康保険の診療行為コード」または「労災保険の診療行為コード」に修正してください。

「初診料の診療行為コードを誤って記録した場合の例」

（誤った診療行為コード）初診料：101110011

（労災保険の診療行為コード）初診料：101110010

Q4. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「3913 診察年月日または検査年月日（健康診断年月日）が、手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科レセプトが対象）

A4. アフターケアレセプトレコードの「健康管理手帳番号」が診察年月日または検査年月日（健康診断年月日）時点で有効でない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された「健康管理手帳番号」に誤りがないか確認してください。期限切れの健康管理手帳番号の可能性もあるため、正しい健康管理手帳を持参したかアフターケア対象者に確認してください。

Q5. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「3913 調剤年月日が手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（調剤レセプトが対象）

A5. アフターケアレセプトレコードの「健康管理手帳番号」が調剤年月日時点で有効でない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された「健康管理手帳番号」に誤りがないか確認してください。期限切れの健康管理手帳番号の可能性もあるため、正しい健康管理手帳を持参したかアフターケア対象者に確認してください。

3-6-4 エラーコード 4000 番台 (R4 エラー)

Q1. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4006 療養給付請求書取扱料が記録されていますが、新継再別が「1」(初診)となっておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A1. 新継再別が「1」(初診)以外のレセプトにおいて、「療養の給付請求書取扱料(101800870)」を算定している場合に出力されるエラーです。レセプトに記録された、「療養の給付請求書取扱料(101800870)」の算定について確認してください。

なお、初診の請求時に療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号)が間に合わなかった等の理由で、2回目以降に新継再別が「5」(継続)のレセプトにおいて、「療養の給付請求書取扱料(101800870)」を算定する場合は、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

ちなみに、「療養の給付請求書取扱料(101800870)」は、新継再別が「7」(再発)や「3」(転医始診)の場合は算定が行えません。

Q2. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4007 初診料が記録されていますが、新継再別が「1」(初診)、「3」(転医始診)、又は「7」(再発)となっておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A2. 労災医科診療行為レコードに初診料を算定しているレセプトにおいて、新継再別に「5」(継続)を記録している場合に出力されるエラーのため、新継再別及び初診料の記録内容を確認し、記録内容が正しい場合は、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

なお、初回分の請求で初診料の算定漏れなどがあつた場合は、管轄の都道府県労働局へ確認した上で、新継再別「5」(継続)のレセプトにおいて初診料を算定し、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求を行ってください。

Q3. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4010 事業の名称が記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)

A3. 「事業の名称」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。被災労働者の所属する事業場の名称を「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」、「指定病院等(変更)届(様式第6号)」等により確認の上、記載してください。

Q4. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4011 事業場の所在地が記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)

A4. 「事業場の所在地」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。被災労働者の所属する事業場の所在地を「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」、「指定病院等(変更)届(様式第6号)」等により確認の上、記載してください。事業場の所在地が不明の場合は、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

Q5. 【診】【ア】オンライン確認試験結果リストに「4301 固定点数が誤っています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科・調剤レセプトが対象)

A5. 電子レセプトの記録で、点数を算定する記録方法が誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。点数の記録内容を確認してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

記録内容が正しい場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

例：「消炎鎮痛等処置（湿布処置）（1.5倍・2倍）」、「消炎鎮痛等処置（器具等による療法）」に対し、「労災（2倍）（処置）」、「労災（1.5倍）（処置）」の労災特別加算を算定する場合の記録方法。

注加算項目の点数計算が正しく行われるよう、基本項目に対する「労災（2倍）（処置）」、「労災（1.5倍）（処置）」の労災特別加算は、加算項目ごとに分けて記録し、点数の合算を行います。

「労災（2倍）（処置）」の記録

消炎鎮痛等処置（湿布処置）（1.5倍・2倍）：101418470

消炎鎮痛等処置（器具等による療法）：140040310

労災（2倍）（処置）：101400010 316点

（算定の内訳：123点+35点+（123点+35点）×1.0=316点）

「労災（1.5倍）（処置）」の記録

消炎鎮痛等処置（湿布処置）（1.5倍・2倍）：101418470

消炎鎮痛等処置（器具等による療法）：140040310

労災（1.5倍）（処置）：101400020 237点

（算定の内訳：123点+35点+（123点+35点）×0.5=237点）

Q6. 【診】オンライン確認試験結果リストに「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)

A6. 投薬や診療行為などの「回数」を算定した日付が、「療養期間一初日」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合、エラーメッセージが表示されます。「回数」を算定した日付回数の記録を確認してください。また、投薬や診療行為などの「回数」が、算定可能な上限を超えている場合にも、エラーメッセージが表示されます。算定した「回数」と労災医科診療行為レコードの回数値を確認してください。

なお、記録内容に誤りがなければ、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

Q7. 【診】休業証明のレセプトにおいて、オンライン確認試験結果リスト「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)

A7. 投薬や診療行為などの「回数」を算定した日付が、「療養期間一初日」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合に、エラーメッセージが表示されます。
休業証明のレセプトの場合は、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、そのまま請求してください

Q8. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「4901 当該診療行為又は医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A8. 厚生労働省にて公開している「傷病別アフターケア実施要綱」の記載に基づき、記録されている「診療行為コード」または「医薬品コード」が、当該傷病に対して算定するものとして妥当かどうか点検しています。
「診療行為コード」または「医薬品コード」が誤っている可能性がありますので、確認してください。なお、記録内容に誤りがなければ、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

Q9. 【ア】オンライン確認試験結果リストに「4901 当該医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)

A9. 厚生労働省にて公開している「傷病別アフターケア実施要綱」の記載に基づき、記録されている「医薬品コード」が、当該傷病に対して算定するものとして妥当かどうか点検しています。
「医薬品コード」が誤っている可能性がありますので、確認してください。なお、記録内容に誤りがなければ、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

3-7 オンライン受領書(確認試験)について

Q1. 【診】【ア】オンライン受領書を印刷するには、どのように対応すればよいですか。

A1. 印刷方法は、下記のとおりです。なお、レセプトコンピューターがプリンタに接続されていることを確認してください。

(Windows の場合)

オンライン受領書を表示した状態で、画面を右クリックし「印刷」を選択し、「印刷メニュー」を表示させ印刷してください。

(Linux、Mac の場合)

オンライン受領書を表示した状態で、[Ctrl]+P で「印刷メニュー」を表示させ印刷してください

い。

4 請求・支払

4-1 請求について

Q1. 【診】【ア】 オンラインによる請求は、いつ行うことができますか。

A1. オンラインによる請求は、下記の期日に行うことができます。

①毎月5日～7日、11日～12日（土日祝日を含む）8：00～21：00

②毎月8日～10日（土日祝日を含む）8：00～24：00

※11日～12日は、データに不備があり、10日までに請求できなかった件数分のみ修正の上、請求することができます。

※1日から4日は、システム停止のため、労災レセプト電算処理システムを利用することはできません。

なお、電子媒体による請求の場合には、毎月10日までに管轄の都道府県労働局に提出してください。

Q2. 【診】【ア】 オンラインによる請求を行うための具体的な操作方法を教えてください。

A2. 労災レセプト電算処理システムの環境選択画面で「請求」を選び、ログインしてください。ログイン後、任意のボタンを選択して業務を開始します。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「操作マニュアル」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/sankou-01.html

Q3. 【診】【ア】 オンラインによる請求の結果は、いつまでに確認し、訂正する必要がありますか。

A3. 10日までに確認及び訂正を行い、請求を確定してください。

※請求確定をした請求書のうち、エラーとなり請求していないレセプトについては、12日まで請求することができます。

Q4. 【診】【ア】 請求確定後に未請求のレセプトが存在することが判明しました。どのように対応すればよいですか。

A4. 未請求のレセプトについては、当月の10日までに追加で請求を行うことができます。追加で請求を行う送信データは、請求済みのレセプトを含めると重複請求となりますので、未請求のレセプトのみとしてください。

また、追加で請求を行ったあとは、請求確定を忘れずに行ってください。

Q5. 【診】【ア】過去の診療年月で未請求のレセプトは、オンライン請求を行うことはできますか。

A5. 労災診療費の場合は平成 25 年6月診療分以降のレセプトであれば、オンライン請求を行うことができます。

ただし、平成 28 年3月投薬分以前の調剤レセプトについては、平成 28 年4月の診療報酬改定前の記録条件仕様で作成した場合、送信することはできません。平成 28 年4月の診療報酬改定にあわせ記録条件仕様が変更になっており、変更後に新たに記録が必要となった項目については、平成 28 年3月投薬分以前のレセプトでも記録し送信してください。

平成 28 年3月診療分以前の医科レセプト及び歯科レセプトについては、平成 28 年4月の診療報酬改定前の記録条件仕様で作成し送信してください。

なお、アフターケア委託費の場合は令和2年 12 月診察分または投薬分以降のレセプトであれば、オンライン請求を行うことができます。

Q6. 【診】【ア】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新後、ショートカットを押下しても労災レセプト電算処理システムの画面が表示されなくなりましたが、どのように対応すればよいですか。

A6. レセプト送信用コンピューターにおいて、Internet Explorer 及び Microsoft Edge の信頼済みサイトに国保・社保のオンライン請求システムの URL を追加している場合は、同様に、労災レセプト電算処理システムの URL を信頼済みサイトに追加してください。

追加は下記の手順により行ってください。

ブラウザ(Internet Explorer)をご利用の場合

- Internet Explorer を起動する。
- メニューバーの「ツール」「インターネットオプション (O)」「セキュリティ」タブを開く。
- 「信頼済みサイト」を選択し、「サイト」ボタンをクリックする。
- 「この Web サイトをゾーンに追加する (D)」に、労災レセプト電算処理システムの URL を入力する。

<https://www.rousai2.send.rece>

- 「閉じる」ボタンをクリックし、設定確定後、Internet Explorer を終了する。
- ショートカットをダブルクリックして労災レセプト電算処理システムの画面が表示されるか確認する。

ブラウザ (Microsoft Edge) をご利用の場合

- スタートメニューから「Windows システムツール」「コントロールパネル」「(表示方法がカテゴリの場合) ネットワークとインターネット」「インターネットオプション」「セキュリティ」タブを開く。
- 「信頼済みサイト」を選択し、「サイト」ボタンをクリックする。
- 「この Web サイトをゾーンに追加する (D)」に、労災レセプト電算処理システムの URL を入力する。

<https://www.rousai2.send.rece>

- 「閉じる」 ボタンをクリックし、設定確定後、「コントロールパネル」を終了する。
- ショートカットをダブルクリックして労災レセプト電算処理システムの画面が表示されるか確認する。

4-2 ログインについて

Q1. 【診】【ア】 デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下しても画面が表示されませんが、どのように対応すればよいですか。

A1. 2通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①正しい接続先の URL は下記のとおりですので、接続先を確認してください。

・労災保険指定医療機関等用：

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index01.html

・レセプトコンピューターメーカー用：

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index03.html

②健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）のオンライン請求画面にログインした状態で、労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下し、画面が表示されることを確認してください。

Q2. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「電子証明書の認証に失敗しました。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。

A2. ショートカットに設定している接続先 URL の記載に、誤りがないか確認してください。

ログイン前の環境選択画面に「請求」のボタンが存在せず、「確認試験」のボタンのみが表示されている場合は、レセプトコンピューターメーカー向けの URL が、ショートカットに設定されています。デスクトップに作成したショートカットを右クリックし「プロパティ」を選択し、「Web ドキュメント」タブの URL 欄に記載された URL 末尾の記載を、「index03.html」から「index01.html」に修正してください。修正したショートカットをダブルクリックして、再度ログインを行ってください。

Q3. 【診】【ア】 デスクトップ画面に作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下したところ、「ご利用中のブラウザはサポート対象外です。」というエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A3. GoogleChrome などのブラウザで接続すると「ご利用中のブラウザはサポート対象外です。」というエラーメッセージが表示されますので、「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」に記載された動作確認を行っている組合せのブラウザに変更する必要があります。

なお、変更方法等については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・基本ソフト（OS）・ブラウザの追加

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/rousai/zeptsystem/dl/sankou-01-system01.pdf

Q4. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、パスワードの変更画面が表示されましたが、変更する必要がありますか。

A4. 都道府県労働局から届いた労災レセプト ID と労災レセプトパスワードによりログインするとパスワードの変更画面が表示されますので、パスワードの変更を行ってください。なお、パスワードの変更は、半年ごとに行う必要があります。

Q5. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「ID またはパスワードに誤りがあります。再度入力をお願いします。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。

A5. 2通りの対処方法が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①労災レセプト電算処理システムは、入力された労災レセプトユーザID や労災レセプトパスワードの大文字と小文字、全角半角を区別しているため、文字の入力を正確に行ってください。Shift キーを押しながらキーを押下することで、大文字での入力が可能です。また、キーボードの入力方法が「かな入力」などに切り替わっていないかを確認してください。入力している文字が不明な場合は、Word やメモ帳などで文字を「入力」及び「コピー」を行い、認証画面の「ユーザID」や「パスワード」欄に貼り付けてログインしてください。

②過去にログインしている場合は、前回パスワード変更時に設定した任意のパスワードを使用してログインしてください。

設定したパスワードを忘れてしまった場合は、ログイン画面に表示されている「パスワードを忘れた方へ」を押下して、パスワードの初期化を行ってください。

初期パスワードは、管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユ

ーザ設定情報」に記載されている「労災レセプトパスワード」になります。

Q6. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインするために設定したパスワードを忘れたため、パスワードの初期化を行いたいのですが、初期パスワードを確認する方法を教えてください。

A6. 管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」に記載されている「労災レセプトパスワード」を確認してください。

Q7. 【診】【ア】 パスワードの初期化を行いたいが、管轄の都道府県労働局から送付された「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」を紛失したため、「労災レセプトパスワード」が確認できず、初期化が行えない場合は、どのように対応すればよいですか。

A7. 「(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の「変更」を○で囲み、備考欄に「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報紛失」の旨を明記して、管轄の都道府県労働局へ提出し、新しい「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」の発行を待って、請求を行ってください。

なお、新しい「労災レセプト電算処理システムユーザ設定情報」の発行に時間が掛かり、月遅れの請求になることがあるため、当月中に請求を実施したい場合は、管轄の都道府県労働局へ連絡した上で、紙レセプトによる請求を行ってください。

Q8. 【診】【ア】 環境選択画面で「請求」を選びログインしたところ、「このページにはセキュリティで保護されている項目と保護されていない項目が含まれます。保護されていない項目を表示しますか?」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A8. Internet Explorer 6のブラウザでログインすると「このページにはセキュリティで保護されている項目と保護されていない項目が含まれます。保護されていない項目を表示しますか?」というメッセージが表示される場合がありますので、「はい」を選択してください。このメッセージは、Internet Explorer 6が HTML を誤って解釈した結果、表示されることがわかっています。

本システムの画面において、セキュリティ上の理由から、このメッセージが出力されることはありません。そのため、「はい」を選択した場合でも、セキュリティ上の問題はありません。

また、環境選択画面で「確認試験」を選びログインした場合にも同様のメッセージが表示されるため、「はい」を選択してください。

なお、Internet Explorer 6から、「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」に記載された動作確認を行っている組合せの Internet Explorer のバージョンに変更することで、このメッセージは表示されなくなります。

「労災レセプト電算処理システムにおける動作環境の対応状況について」は、厚生労働省ホームページ

・基本ソフト (OS) ・ブラウザの追加をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/dl/sankou-01-system01.pdf

Q9. 【診】【ア】労災レセプト電算処理システムにログインしたところ、トップページ画面の「利用者名」において労災保険指定医療機関(薬局)名の一部が「？」と表示されていますが、オンライン請求を行うことはできますか。

A9. 管轄の都道府県労働局に労災保険指定医療機関指定申請書を提出した際に、労災保険指定医療機関(薬局)名の一部に環境依存文字(「株」「財」など)や、旧漢字(「崎」「臼」など)を記載している場合に、トップページ画面の「利用者名」において環境依存文字を認識できず「？」と表示されます。

労災レセプト電算処理システムの利用に影響はなく、オンライン請求を行うことができます。

4-3 レセプト送信プログラムについて

Q1. 【診】【ア】レセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「レセプト送信プログラムを起動中です。」のメッセージが表示されたまま画面が遷移しませんが、どのように対応すればよいですか。

A1. レセプト送信を行うには、レセプト送信プログラムをインストールする必要があります。そのため、画面下部（IE のバージョンによっては画面上部）に下記のメッセージが表示された場合は、「インストール」ボタンをクリックしインストールを行ってください。

（メッセージ）

・労災診療費の場合

「この web サイトは、' MHLW' からの ' ReceiptUploader_R.cab' アドオンをインストールしようとしています。」

・アフターケア委託費の場合

「この web サイトは、' MHLW' からの ' ReceiptUploader_R_after.cab' アドオンをインストールしようとしています。」

※MHLW:厚生労働省の英語訳、Ministry of Health Labour and Welfare

※Receipt Uploader_R.cab：労災診療費用のレセプト送信プログラム

※Receipt Uploader_R_after.cab：アフターケア委託費用のレセプト送信プログラム

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「レセプト送信プログラムをインストールする」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/sankou-01.html

Q2. 【診】【ア】レセプト送信画面において、レセプト送信プログラムのインストール時に「この Web サイトのアドオンは実行できませんでした」というメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A2. レセプト送信プログラムのインストールが失敗している可能性があります。下記の手順によりインストールを行ってください。

・労災レセプト電算処理システムからログアウトし、全てのブラウザを閉じた後に「スタート」から「Internet Explorer」を右クリックし、「管理者として実行(A)」でブラウザを起動します。

・起動したブラウザの URL に下記の URL をコピーして、貼り付けします。

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index01.html

・労災レセプト電算処理システムにログインしてレセプト送信を再度実行します（レセプト送信プログラムがインストールされます）。

Q3. 【診】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0042E) 労災レセプト送信プログラムが古い可能性があります。労災レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A3. 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新した場合は、レセプト送信用コンピューターにインストールされている労災レセプト送信プログラムをインストールし直す必要があります。「労災レセプト送信プログラム アンインストール」をダウンロードの上、アンインストールを実行してください。

その後、労災レセプト電算処理システムにログインして、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックし、インストールを促すメッセージに従って、労災レセプト送信プログラムのインストールを行ってください。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「レセプト送信プログラムのアンインストール及び再インストールについて」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/sankou-O1.html

Q4. 【ア】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0046E) 【アフターケア】レセプト送信プログラムが古い可能性があります。【アフターケア】レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度【アフターケア】レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A4. 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新した場合は、レセプト送信用コンピューターにインストールされている【アフターケア】レセプト送信プログラムをインストールし直す必要があります。

「【アフターケア】レセプト送信プログラム アンインストール」をダウンロードの上、アンインストールを実行してください。

その後、【アフターケア】労災レセプト電算処理システムにログインして、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックし、インストールを促すメッセージに従って、【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストールを行ってください。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「【アフターケア】レセプト送信プ

ログラムのアンインストール及び再インストールについて」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/rousai/rzeptsystem/sankou-01.html

4-4 レセプト送信について

Q1. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、媒体を指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A1. 媒体を指定してレセプトファイルを送信する場合には、電子媒体内は送信するファイルのみの状態にしてください。そのほかのファイルやフォルダが格納されていると正しく送信できません。

また、電子媒体の中身が空の場合、もしくは、誤った電子媒体を指定している場合も、同様のメッセージが表示されます。

Q2. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2101E 想定外のエラー」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A2. フォルダを指定してレセプトファイルを送信する場合には、送信ファイルが格納されているフォルダを正しく指定しているか確認してください。そのほかのファイルやフォルダが格納されていると正しく送信できませんので、指定するフォルダは送信するファイルのみの状態にしてください。

また、フォルダの中身が空の場合、もしくは、誤ったフォルダを指定している場合も、同様のメッセージが表示されます。

レセプトファイルを格納しているフォルダの場所が不明な場合は、コンピューターの管理者もしくは、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q3. 【診】送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2105E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A3. レセプトファイル内に記録されている労災指定医療機関番号が誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。

レセプトに記録した労災指定医療機関番号が正しいか確認し、誤っている場合は正しい番号に修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

※調剤レセプトの場合は、「指定医療機関の番号」を「労災指定薬局番号」と読み替えてください。

Q4. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2166E 指定医療機関の番号不一致を検出しました。お手数ですが、送信データをご確認のうえ再度【アフターケア】レセプト送信プログラムを実行してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A4. レセプトファイル内に記録されている労災指定医療機関番号が誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。

レセプトに記録した労災指定医療機関番号が正しいか確認し、誤っている場合は正しい番号に修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

※調剤レセプトの場合は、「指定医療機関の番号」を「労災指定薬局番号」と読み替えてください。

Q5. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2112E レコード識別情報が正しく設定されていません。レコード構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A5. レコード識別情報（[IR][RE][RS]など）の記録内容が、記録条件仕様に沿った内容で記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。

また、レコードの途中で改行されている場合も、同様のメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示された電子レセプトのレコード識別情報が、記録条件仕様に沿った内容で記録されているか確認してください。（レコード識別情報（[IR][RE][RS]など）の記録内容が分からない場合は、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。）

Q6. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2121E 読込フォルダ配下にサブフォルダが存在します。フォルダ構成を確認してください。」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A6. フォルダを指定してレセプトファイルを送信する場合には、指定したフォルダ配下に別のフォルダ（サブフォルダ）があるとエラーメッセージが表示されます。指定したフォルダ配下には、送信するレセプトファイルのみを格納してください。

また、媒体を指定してレセプトファイルを送信する場合も、送信するファイルのみを格納してください。

指定したフォルダの中に隠しフォルダが存在する場合も、同様のメッセージが表示されます。

Q7. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー(ファイル名フォーマットエラー)」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。

A7. UKKM2124E エラー(ファイル名フォーマットエラー)のメッセージが表示され、レセプト送信ができない場合は、3通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

(1) 労災診療費のレセプトファイルとアフターケア委託費のレセプトファイルは同時に送信することができない。

選択したレセプト送信機能に対応するレセプトファイルのみを格納してください。

(2) レセプト送信-読込先指定画面において指定したフォルダ内に、労災のレセプトファイルと無関係のファイルやフォルダが格納されている。

指定するフォルダは送信するレセプトファイルのみの状態にしてください。

(3) 送信するレセプトファイル名が誤っている。

送信するレセプトファイル名が下記のとおり正しい名称か確認してください。ファイル名が異なっている場合は、ファイル名を修正して、再度レセプト送信を行ってください。

■労災診療費

・医科：RRECnnmm.UKE (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：RREC0100.UKE、RREC0200.UKE

・歯科：RRESnnmm.UKE (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：RRES0100.UKE、RRES0200.UKE

・調剤：RREYnnmm.CYO (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：RREY0100.CYO、RREY0200.CYO

■アフターケア委託費

・医科：ARECnnmm.UKE (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：AREC0100.UKE、AREC0200.UKE

・調剤：AREYnnmm.CYO (nn=2桁の連番 mm=2桁の連番)

例：AREY0100.CYO、AREY0200.CYO

なお、レセプト作成時にファイルが不正な名称で出力される場合は、導入しているレセプトコンピュータメーカーにご相談ください。

Q8. 【診】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2134E 労災診療(調剤)費請求書レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z z」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。(指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z zは、送信したレセプトで変わります。)

A8. ファイル名：y y y、項目名：z z zに該当する箇所が、記録条件仕様に定められたデータ長(最大バイト数)以下と同じでない場合に、エラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示された箇所をご確認いただき、記録内容を修正してください。
修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q9. 【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2158E アフターケア委託費請求書レコード/アフターケア委託費請求書(薬局用)レコードのデータ長異常を検出しました。レセプトデータを確認してください。指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z z」のメッセージが表示され、レセプト送信ができませんが、どのように対応すればよいですか。(指定医療機関番号：x x x、ファイル名：y y y、項目名：z z zは、送信したレセプトで変わります。)

A9. ファイル名：y y y、項目名：z z zに該当する箇所が、記録条件仕様に定められたデータ長(最大バイト数)以下と同じでない場合に、エラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示された箇所をご確認いただき、記録内容を修正してください。
修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q10. 【診】【ア】レセプト送信-読込先指定画面において、フォルダを指定して読込ボタンを押下したところ、「UKKM2124E エラー ファイル名フォーマットエラー」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A10. 送信するレセプトファイルは、圧縮されたファイルを読み込むことができません。
圧縮ファイルを解凍していただき、解凍したファイルを格納したフォルダを指定してください。
ファイル名が間違っている場合も送信することができませんので、解凍後にご確認ください。

4-5 レセプト請求状況について

Q1. 【診】【ア】オンラインによる請求をおこない、レセプト請求状況画面の結果に対して、どのように対応すればよいですか。

A1. 受付前点検結果リストのエラーコード欄に、1000 番台 (R1 エラー)、または 2000 番台 (R2 エラー) と表示された場合は、受付ができない (キャンセル) 状態であるため、エラー内容に従い該当箇所を訂正し、再度請求を行ってください。
それ以外のエラーについてはエラー内容を確認の上、訂正を行ってください。

Q2. 【診】【ア】レセプト請求状況画面において、取消処理を行っていないにもかかわらず、請求状況が「取消済」と表示されていますが、どのように対応すればよいですか。

A2. 記録条件仕様に沿った記録内容となっていない場合に、「取消済」と表示され、レセプト件数、要確認件数など、すべての件数が「*」と表示されますので、記録内容を修正し、再度送信してください。

Q3. 【診】【ア】当月のオンライン請求が、請求できているか確認する方法を教えてください。

A3. レセプト請求状況画面の「請求状況」欄を確認していただき、「請求済」と表示されていることを確認してください。(「取消済」、「請求確定(エラー分を含む)」、「請求確定(エラー分を除く)」の表示がされている場合は、請求が行われておりません。)

また、「請求確定件数」欄の数値を押下するとオンライン受領書が表示されますので、請求した金額とレセプト件数を確認することができます。

Q4. 【診】【ア】オンライン請求のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より多くなっている場合は、どのように対処すればよいですか。

A4. 「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より多くなっている場合は、3通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダが誤っている。

レセプト送信-読込先指定画面において、当月請求のレセプトファイルを格納したフォルダを選択しているか、再度、確認してください。フォルダの選択が誤っている場合は、正しいフォルダを選択してください。

②レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに当月請求のレセプトファイル以外のファイルが格納されている。

レセプト送信-読込先指定画面で選択した、当月請求のレセプトファイルを格納したフォルダに、当月請求以外のレセプトファイルが格納されていないか確認してください。当月請求以外のレセプトファイルが格納されている場合は、フォルダを当月請求のレセプトファイルのみにし、レセプト送信を実施してください。

③レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに格納しているレセプトファイルの内容が誤っている。

レセプトファイルの内容を確認していただき、当月請求を予定しているレセプトのみであることを確認してください。レセプトファイルの内容が誤っている場合は、レセプトコンピュータで当月分のレセプトファイルを正しく作成し、レセプト送信を実施してください。

上記①～③の対処で事象が再発する場合は、当月請求のレセプトファイルを別のフォルダに格納し、レセプト送信-読込先指定画面において、該当のフォルダを選択してください。

それでも事象が再発する場合は、当月請求のレセプトファイルの内容が誤っているため、再度、レセプトコンピュータで当月請求のレセプトファイルを正しく作成し、レセプト送信を実施してください。(レセプトファイルの内容の確認については、コンピュータの管理者もしくは、導入しているレセプトコンピュータメーカーにご相談ください。)

Q5. 【診】【ア】 オンライン請求のレセプト請求状況画面において、「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より少なくなっている場合は、どのように対処すればよいですか。

A5. 「送信レセプト件数」欄の件数が、読み込んだレセプトファイルのレセプト件数より少なくなっている場合は、4通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①レセプトファイルの中で、受付不能エラーとなり、読み込みできなかったレセプトが存在している。

「レセプト請求状況画面」の「受付不能」欄に表示されている「0」又は「*」をクリックし、「受付前点検結果リスト表示画面」又は「受付処理結果リスト表示画面」に表示された1000番台、2000番台のエラーとなっているレセプトを修正して、再度読み込みを行ってください。

②レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダが誤っている。

レセプト送信-読込先指定画面において、当月請求のレセプトファイルを格納したフォルダを選択しているか、再度確認してください。

フォルダの選択が誤っている場合は、正しいフォルダを選択してください。

③レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに格納したファイルが不足している。

レセプト送信-読込先指定画面において、選択したフォルダの中に当月請求のレセプトファイルがすべて格納されているか、再度確認してください。

当月請求のレセプトファイルが不足している場合は、不足しているファイルを追加してください。

④レセプト送信-読込先指定画面において、指定したフォルダに格納しているレセプトファイルの内容が誤っている。

レセプトファイルの内容を確認していただき、当月請求を予定しているレセプトの内容になっていることを確認してください。

レセプトファイルの内容が誤っている場合は、レセプトコンピューターで当月分のレセプトファイルを正しく作成し、レセプト送信を実施してください。

Q6. 【診】【ア】送信したレセプトについて、請求内容として誤っていることが後から分かったため請求確定せずにいたのですが、その後知らないうちに請求確定が実行されていました。原因を教えてください。

A6. レセプトの送信後、そのレセプトを請求確定または請求取消しなかった場合は、毎月 10 日の 24 時に自動で請求確定が実行されます。このとき、要確認エラーを含むレセプトは請求確定されません。

送信したレセプトを請求しない場合は、請求期間中に、レセプト請求状況画面の「請求取消」から請求の取り消しを実施してください。

4-6 受付前点検結果リストについて

4-6-1 エラーコード 1000 番台 (R1 エラー)

Q1. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「1010 療養期間一未日前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A1. 電子レセプトの記録で、「請求書提出年月日」に記録された年月日が、「療養期間一未日」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録した「請求書提出年月日」及び「療養期間一未日」を確認し、正しい年月日に修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q2. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「1010 診察年月日または検査年月日(健康診断年月日)より前の請求書提出年月日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A2. 電子レセプトの記録で、「請求書提出年月日」に記録された年月日が、「診察年月日」または「検査年月日(健康診断年月日)」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録した「請求書提出年月日」の年月日が、「診察年月日」及び「検査年月日(健康診断年月日)」の年月日以降の日付になるように、レセプトを修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q3. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「1018 都道府県労働局コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A3. 記録いただいた都道府県労働局コードが誤っているため、正しい都道府県労働局コードに訂正する必要があります。「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」、「指定病院等(変更)届(様式第6号)」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。

都道府県労働局コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表20 都道府県労働局コード」をご覧ください。

都道府県労働局コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q4. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「1019 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A4. 記録いただいた労働基準監督署コードが誤っているため、正しい労働基準監督署コードに訂正する必要があります。「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」、「指定病院等

(変更)届(様式第6号)」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。

労働基準監督署コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表2 1 労働基準監督署コード」をご覧ください。

労働基準監督署コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q5. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「1035 労働基準監督署コードに誤ったコードが記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)

A5. 記録いただいた労働基準監督署コードが誤っているため、正しい労働基準監督署コードに訂正する必要があります。「療養(補償)給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」、「指定病院等(変更)届(様式第6号)」に記載された事業場の所在地を確認の上、コードを修正してください。

労働基準監督署コードが不明な場合は、記録条件仕様書の「別表1 5 労働基準監督署コード」をご覧ください。

労働基準監督署コードを訂正する方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

4-6-2 エラーコード 2000 番台 (R2 エラー)

Q1. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2014 傷病の経過が記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科・歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象)

A1. 必須項目である「傷病の経過」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認いただき、傷病の経過が記録されていない場合は、記載してください。

また、記載内容が50文字(100バイト)を超えた場合もエラーとなります。

Q2. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2163 療養期間-初日と療養期間-末日が同一年月ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A2. 記録された「療養期間-初日」及び「療養期間-末日」が、同一の年月となっていない場合に、エラーメッセージが表示されます。療養期間は、同一の年月となるように記録してください。休業証明の請求で複数の年月を記録する必要がある場合は、「療養期間-初日」及び「療養期間-末日」が同一の年月となるように記録し、別途コメントなどに複数の年月を記録してください。

(例：療養期間が1月20日から2月10日の場合、療養期間を1月20日から1月31日、

または2月1日から2月10日と記録する。コメントには「療養期間1月20日～2月10日」などと記録する。）

Q3. 【ア】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2163 診察年月日と検査年月日（健康診断年月日）が同一年月日ではありません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科レセプトが対象）

A3. 記録された「診察年月日」及び「検査年月日（健康診断年月日）」が、同一の年月日となっていない場合に、エラーメッセージが表示されます。両日付は、同一の年月日となるように記録してください。

なお、「診察年月日」及び「検査年月日（健康診断年月日）」は、いずれかの記録を必須として、診療行為を実施した日付を記録します。

Q4. 【診】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2317 算定日情報（回数）が正しい暦年月日に記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科レセプトが対象）

A4. 労災レセプトレコードの「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の情報と、診療行為の算定日情報の回数を記録した日付（「1日の情報」から「31日の情報」）を確認してください。「療養期間一初日」から「療養期間一末日」以外の日付を記録している場合は、算定日情報の回数を記録した日付を、「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の暦日に修正してください。

例1：診療行為の算定日情報に暦年月日に存在しない日付を算定している場合にエラーとなる

- ・「療養期間一初日」：平成29年2月10日
- ・「療養期間一末日」：平成29年2月28日
- ・診療行為の算定日情報：31日に回数を算定（※）

※この場合、診療行為の算定日情報は、平成29年2月31日（暦年月日に存在しない日付）としてシステムが認識するため、診療行為の算定日情報を「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の日付（10日から28日）に修正する必要があります。

例2：「休業証明（休業（補償）給付請求書 様式第8号、様式第16号の6）」のみの請求において、療養期間と発行日が異なった際に、算定日情報に発行日の日付を算定した場合にエラーとなる

- ・「療養期間一初日」：平成29年2月10日
- ・「療養期間一末日」：平成29年2月28日
- ・証明期間：2月10日から2月28日
- ・発行日 5月31日
- ・休業証明の算定日情報：「31日」に回数を算定（※）

※この場合、休業証明の算定日情報は、平成29年2月31日（暦年月日に存在しない日付）としてシステムが認識するため、休業証明の算定日情報を「療養期間一初日」から「療養期間一末日」の日付（10日から28日）に修正する必要があります。

Q5. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2512 レコード識別情報内の項目数が記録されている項目数と一致していません。レコード識別情報 [x x]、レセプト内レコード番号 [y y]、レコード内項目位置 [z z]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)(「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A5. レセプトに記録された項目数が、記録条件仕様書で定めている項目数と一致していない場合に、エラーメッセージが表示されます。エラーメッセージが表示された箇所を確認いただき、最新の記録条件仕様に基づいた項目数に修正してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q6. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2513 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)(「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A6. 該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った記録モードで入力されていない、または制御文字等が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認し、正しい記録モードで入力してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

例 1：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [11]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [11] は、「労働者氏名 (カナ)」であり、記録モードは「全角大文字カナ」となります。「半角カナ」及び「全角小文字カナ」が混在している場合に、エラーとなります。(アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

例 2：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [16]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [16] は、「傷病の経過」であり、記録モードは全角となります。半角が混在している場合に、エラーとなります。

(特に、「数字」、「-：ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。また、アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

Q7. 【診】【ア】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「2539 次の項目に、記録可能な桁数を超えるデータが記録されています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象) (「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A7. 該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った桁数で入力されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認し、正しい桁数で入力してください。修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

例1：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [13]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [13] は、「労働者氏名 (カナ)」であり、全角カナで 20 文字以内となります。全角カナで 21 文字以上の場合に、エラーとなります。
(アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

例2：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [14]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [14] は、「事業の名称」であり、全角で 20 文字以内となります。全角で 21 文字以上の場合に、エラーとなります。(「事業の名称」が、全角で 21 文字以上の場合、省略しても差し支えありません。ただし、医療機関名や事業の名称がわかるように省略してください。株式会社や医療法人などの省略形を一文字にまとめた環境依存文字(「株」「財」など)や、旧漢字(「崎」「臼」など)は使用できません)

例3：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [15]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [15] は、「事業場の所在地」であり、全角で 40 文字以内となります。全角で 41 文字以上の場合に、エラーとなります。(「事業場の所在地」が、全角で 41 文字以上の場合、省略しても差し支えありません。ただし、ビル名等の名称がわかるように省略してください。)

例4：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [16]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [16] は、「傷病の経過」であり、全角で 50 文字以内となります。全角で 51 文字以上の場合に、エラーとなります。(「傷病の経過」の記載が全角で 51 文字以上の場合、「傷病の経過」欄に「症状詳記に記載」と記載していただき、「症状詳記」欄に傷病の経過内容を記載してください。また、アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

Q8. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2543 次の項目の記録モードが誤っています。レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(労災診療費の場合は医科、歯科レセプト、アフターケア委託費の場合は医科レセプトが対象)(「レコード識別情報 [xx]、レセプト内レコード番号 [yy]、レコード内項目位置 [zz]」については、送信したレセプトで変わります。)

A8. 該当の項目の記録が、記録条件仕様に沿った記録モードで入力されていない、または制御文字等が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された内容を確認し、正しい記録モードで入力してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

例1：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [13]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [13] は、「労働者氏名(カナ)」であり、記録モードは「全角大文字カナ」となります。「半角カナ」及び「全角小文字カナ」が混在している場合に、エラーとなります。(アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

例2：レコード識別情報 [RR]、レセプト内レコード番号 [2]、レコード内項目位置 [16]
レコード識別情報 [RR] のレコード内項目位置 [16] は、「傷病の経過」であり、記録モードは全角となります。半角が混在している場合に、エラーとなります。

(特に、「数字」、「-：ハイフン」及び「スペース」等が半角になっている可能性があります。また、アフターケア委託費の場合はレコード識別情報 [AR] となります。)

Q9. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2554 傷病名レコードが記録されていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A9. 傷病名レコード(傷病の部位及び傷病名)が記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトの内容を確認し、記録されていない項目に入力を行ってください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

Q10. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「2805 存在しないまたは有効期限切れの健康管理手帳番号が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・調剤レセプトが対象)

A10. 有効期限切れ、又は存在しない「健康管理手帳番号」が記録された場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された「健康管理手帳番号」に誤りがないか確認してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

4-6-3 エラーコード 3000 番台 (R3 エラー)

Q1. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「3206 療養期間一初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科・歯科レセプトが対象)

A1. 傷病名レコードの「診療開始日」に、「療養期間一初日」に記録されている年月日より後の年月日が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された「診療開始日」を確認してください。記録内容に誤りがなければ、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

Q2. 【診】新継再別が「転医始診」となっているレセプトで、オンライン請求の受付前点検結果リストに「3206 療養期間一初日後の診療開始日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)

A2. 傷病名レコードの「診療開始日」に、「療養期間一初日」に記録されている年月日より後の年月日が記録されている場合に、エラーメッセージが表示されます。新継再別が転医始診となっているレセプトでは、診療開始日が療養期間一初日より後になる場合があるため、記録内容に誤りがなければ、「請求確定(エラー分を含む)」を押下し、請求してください。

Q3. 【診】【ア】 オンライン請求の受付前点検結果リストに「3303 存在しない摘要コード（診療行為コード、医薬品コード、特定器材コード又はコメントコード）が記録されています。事項名：エラー労災医科診療行為（xxレコード目）」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科レセプトが対象）（xxレコード目は、送信したレセプトで変わります。）

A3. 摘要レコードに診療行為マスター、医薬品マスター、特定器材マスター、コメントマスターに登録されていないコードが記録された場合、エラーメッセージが表示されます。記録されているコードについて、以下の確認項目を確認してください。

また、エラー労災医科診療行為 xx レコード目は、エラーメッセージが表示されているレセプトの RI レコードのみを数えて、xx 番目の RI レコードが該当します。（該当する xx レコード目が分からない場合は、導入しているレセプトコンピューターメーカーもしくは、ヘルプデスクにご相談ください。）

（確認項目）

- 健康保険及び労災保険で、診療行為名称が同一で「診療行為コード」が異なる場合がありますので、該当のレコードを確認し、「健康保険の診療行為コード」を使用している場合は、「労災保険の診療行為コード」に修正してください。

「運動器リハビリテーション料（1）の例」

（健康保険の診療行為コード）運動器リハビリテーション料（1）：180032710

（労災保険の診療行為コード）運動器リハビリテーション料（1）：101800280

「在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院料1）の例」

（健康保険の診療行為コード）在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院料1）：190168070

（労災保険の診療行為コード）在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院料1）（労災用）：101900140

- 労災保険では使用できない減算コードを記録していないか、該当のレコードを確認し、誤っている場合は、正しいコードに修正してください。

「減算コードの例」

（健康保険の診療行為コード）入院基本料減算など

- 健康保険及び労災保険に存在しない「診療行為コード」等を記録していないか該当のレコードを確認し、誤っている場合は、正しい「健康保険の診療行為コード」または「労災保険の診療行為コード」に修正してください。

「初診料の診療行為コードを誤って記録した場合の例」

（誤った診療行為コード）初診料：101110011

（労災保険の診療行為コード）初診料：101110010

Q4. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「3913 診察年月日または検査年月日（健康診断年月日）が、手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科レセプトが対象）

A4. アフターケアレセプトレコードの「健康管理手帳番号」が診察年月日または検査年月日（健康診断年月日）時点で有効でない場合に、エラーメッセージが表示されます。
期限切れの健康管理手帳番号の可能性があるため、正しい健康管理手帳を持参したかアフターケア対象者に確認してください。

Q5. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「3913 調剤年月日が手帳の有効期間外です。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（調剤レセプトが対象）

A5. アフターケアレセプトレコードの「健康管理手帳番号」が調剤年月日時点で有効でない場合に、エラーメッセージが表示されます。レセプトに記録された「健康管理手帳番号」に誤りがないか確認してください。
期限切れの健康管理手帳番号の可能性もあるため、正しい健康管理手帳を持参したかアフターケア対象者に確認してください。

4-6-4 エラーコード 4000 番台（R4 エラー）

Q1. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4006 療養給付請求書取扱料が記録されていますが、新継再別が「1」（初診）となっておりません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科レセプトが対象）

A1. 新継再別が「1」（初診）以外のレセプトにおいて、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」を算定している場合に出力されるエラーです。
レセプトに記録された、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」の算定について確認してください。

なお、初診の請求時に療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）が間にあわなかった等の理由で、2回目以降に新継再別が「5」（継続）のレセプトにおいて、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」を算定する場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

ちなみに、「療養の給付請求書取扱料（101800870）」は、新継再別が「7」（再発）や「3」（転医始診）の場合は算定が行えません。

Q2. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4007 初診料が記録されていますが、新継再別が「1」（初診）、「3」（転医始診）、又は「7」（再発）となっていません。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科レセプトが対象）

A2. 労災医科診療行為レコードに初診料を算定しているレセプトにおいて、新継再別に「5」（継続）を記録している場合に出力されるエラーのため、新継再別及び初診料の記録内容を確認し、記録内容が正しい場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。
なお、初回分の請求で初診料の算定漏れなどがあった場合は、管轄の都道府県労働局へ確認した上で、新継再別「5」（継続）のレセプトにおいて初診料を算定し、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求を行ってください。

Q3. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4010 事業の名称が記録されていません」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科・調剤レセプトが対象）

A3. 「事業の名称」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。被災労働者の所属する事業場の名称を「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」等により確認の上、記載してください。

Q4. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4011 事業場の所在地が記録されていません」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科・調剤レセプトが対象）

A4. 「事業場の所在地」欄に何も記録されていない場合に、エラーメッセージが表示されます。被災労働者の所属する事業場の所在地を「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」等により確認の上、記載してください。
事業場の所在地が不明の場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

Q5. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4012 記録されている労働保険番号はシステムに登録されていません」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科・調剤レセプトが対象）

A5. 記録された労働保険番号がシステムに存在しない番号の場合に、エラーメッセージが表示されます。「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）など」に記載されている労働保険番号とレセプトに記録された労働保険番号を確認してください。
労働保険番号が同一の場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。
また、労働保険番号が不明な場合は、「9999999999999999」を記録し請求してください。

Q6. 【診】【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4301 固定点数が誤っています」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。（医科・歯科・調剤レセプトが対象）

トが対象)

A6. 電子レセプトの記録で、点数を算定する記録方法が誤っている場合に、エラーメッセージが表示されます。点数の記録内容を確認してください。

修正方法については、導入しているレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

記録内容が正しい場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

例：「消炎鎮痛等処置（湿布処置）（1.5倍・2倍）」、「消炎鎮痛等処置（器具等による療法）」に対し、「労災（2倍）（処置）」、「労災（1.5倍）（処置）」の労災特別加算を算定する場合の記録方法。

注加算項目の点数計算が正しく行われるよう、基本項目に対する「労災（2倍）（処置）」、「労災（1.5倍）（処置）」の労災特別加算は、加算項目ごとに分けて記録し、点数の合算を行います。

「労災（2倍）（処置）」の記録

消炎鎮痛等処置（湿布処置）（1.5倍・2倍）：101418470

消炎鎮痛等処置（器具等による療法）：140040310

労災（2倍）（処置）：101400010 316点

（算定の内訳：123点+35点+（123点+35点）×1.0=316点）

「労災（1.5倍）（処置）」の記録

消炎鎮痛等処置（湿布処置）（1.5倍・2倍）：101418470

消炎鎮痛等処置（器具等による療法）：140040310

労災（1.5倍）（処置）：101400020 237点

（算定の内訳：123点+35点+（123点+35点）×0.5=237点）

Q7. 【診】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)

A7. 投薬や診療行為などの「回数」を算定した日付が、「療養期間一初日」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合、エラーメッセージが表示されます。「回数」を算定した日付回数の記録を確認してください。また、投薬や診療行為などの「回数」が、算定可能な上限を超えている場合にも、エラーメッセージが表示されます。算定した「回数」と労災医科診療行為レコードの回数値を確認してください。
なお、記録内容に誤りがなければ、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

Q8. 【診】休業証明のレセプトにおいて、オンライン請求の受付前点検結果リストに「4455 診療開始日以前の算定日が記録されています。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科、歯科レセプトが対象)

A8. 投薬や診療行為などの「回数」を算定した日付が、「療養期間一初日」に記録された年月日よりも前の日付になっている場合に、エラーメッセージが表示されます。
休業証明のレセプトの場合は、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、そのまま請求してください。

Q9. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4901 当該診療行為又は医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(医科レセプトが対象)

A9. 厚生労働省にて公開している「傷病別アフターケア実施要綱」の記載に基づき、記録されている「診療行為コード」または「医薬品コード」が、当該傷病に対して算定するものとして妥当かどうか点検しています。
「診療行為コード」または「医薬品コード」が誤っている可能性がありますので、確認してください。なお、記録内容に誤りがなければ、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

Q10. 【ア】オンライン請求の受付前点検結果リストに「4901 当該医薬品は、当該傷病のアフターケアの措置の範囲として認められない場合があります。」のエラーメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。(調剤レセプトが対象)

A10. 厚生労働省にて公開している「傷病別アフターケア実施要綱」の記載に基づき、記録されている「医薬品コード」が、当該傷病に対して算定するものとして妥当かどうか点検しています。
「医薬品コード」が誤っている可能性がありますので、確認してください。なお、記録内容に誤りがなければ、「請求確定（エラー分を含む）」を押下し、請求してください。

4-7 オンライン受領書について

Q1. 【診】【ア】オンライン受領書を印刷するには、どのように対応すればよいですか。

A1. 印刷方法は、下記のとおりです。なお、レセプトコンピューターがプリンタに接続されていることを確認してください。

(Windows の場合)

オンライン受領書を表示した状態で、画面を右クリックし「印刷」を選択し、「印刷メニュー」を表示させ印刷してください。

(Linux、Mac の場合)

オンライン受領書を表示した状態で、[Ctrl]+P で「印刷メニュー」を表示させ印刷してください。

4-8 請求の取り消しについて

Q1. 【診】【ア】請求確定済の請求を修正する場合は、どのように対応すればよいですか。

A1. 請求確定後の修正及び取消は、オンライン請求画面から行うことはできません。

修正方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

Q2. 【診】【ア】当月のオンライン請求を行ったレセプトの中に、過去に請求を行ったレセプトを誤って含んでしまい請求確定を行ったため、請求の取り消しを行いたいのですが、どのように対応すればよいですか。

A2. 請求確定を行ったレセプトは、労災レセプト電算処理システムで請求を取り消すことはできません。請求確定後の取り消しについては、管轄の都道府県労働局へご相談ください。

なお、労災診療費の場合は請求状況画面の「送信レセプト件数欄」に記載されている「入院」または、「入院外」(調剤の場合は「受付可」)列に表示されている数字を、アフターケア委託費の場合はレセプト請求状況画面の「送信レセプト件数欄」に記載されている「受付可」列に表示されている数字を押下すると、「送信データ集計表」が別画面で表示されますので、請求確定を行う前に送信したレセプトの件数及び金額を確認することができます。

4-9 支払いについて

Q1. 【診】【ア】オンラインによる請求の支払結果は、どのように確認することができますか。

A1. 今までどおり、厚生労働省本省から送付する支払振込通知書により確認することができます。

労災診療費の場合は「労働者災害補償保険診療費支払振込通知書」、アフターケア委託費の場合は「アフターケア委託費支払振込通知書」をご確認ください。

また、システムの画面で、診療行為ごとの審査結果、理由及び支払額を確認(ダウンロード)す

ることができます。

Q2. 【診】【ア】請求した金額と、厚生労働省本省から送付された「労働者災害補償保険診療費支払振込通知書」または、「アフターケア委託費支払振込通知書」との金額に差異があった場合は、どこに確認したらよいですか。

A2. 労災の審査に係る内容であるため、「労働者災害補償保険診療費支払振込通知書」または、「アフターケア委託費支払振込通知書」の詳細については、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

5 記録条件仕様

5-1 記録条件仕様について

Q1. 【診】【ア】医療機関名や事業の名称が20文字を超えてしまう場合、省略して記録してもよいですか。

A1. 省略しても差し支えありません。

ただし、医療機関名や事業の名称がわかるように省略してください。

株式会社や医療法人などの省略形を一文字にまとめた環境依存文字（「株」「財 など）や、旧漢字（「崎」「臼」など）は使用できません。

Q2. 【診】【ア】「傷病の経過」欄に記載する文字数が、50文字を超える場合は、どのように対応すればよいですか。

A2. 「傷病の経過」欄に「症状詳記に記載」と記載していただき、「症状詳記」欄に傷病の経過内容を記載してください。

Q3. 【診】【ア】労働者の氏名（カナ）欄（全角カナのみ、40バイト）は、必須項目となっていますが、外国人などアルファベット表記の場合には、どのように対応すればよいですか。

A3. 外国人などアルファベットの氏名については、カタカナ表記で氏名の入力を行ってください。

Q4. 【診】傷病年金受給者（年金証書番号を記録）の場合の都道府県労働局コードと労働基準監督署コードは、下記の記録の仕方によいですか。

都道府県労働局コード：年金証書番号の先頭2桁を記録

労働基準監督署コード：年金証書などを確認の上、記録

A4. 上記の記載内容で差し支えありません。

なお、傷病年金受給者の場合には、請求書レコードの都道府県労働局コードに年金証書番号の先頭2桁を記録しても差し支えありません。

Q5. 【診】電子レセプトに記録する労働基準監督署コードには、どのコードを記録すればよいですか。

A5. 「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」に記載された事業場の所在地を確認し、この所在地を管轄する労働基準監督署のコードを記録してください。

Q6. 【診】会社の所在地を管轄する労働基準監督署と、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が異なる場合、労働基準監督署コードは、どちらを記録したらよいですか。

A6. 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署のコードを記録してください。

Q7. 【診】管轄の労働基準監督署はどのように確認することができますか。また、労働基準監督署コードはどのように確認することができますか。

A7. 管轄の労働基準監督署は厚生労働省ホームページの労働基準監督署管轄一覧から、該当する地域の労働基準監督署を確認することができます。

労働基準監督署コードは、厚生労働省ホームページの記録条件仕様書から確認することができます。

労働基準監督署管轄一覧については、厚生労働省ホームページ

・厚生労働省ホームページの都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

の「都道府県」欄から、管轄の都道府県労働局を押下し、「労働基準監督署」の一覧右上にある「管轄一覧表」を押下してください。

労働基準監督署コードについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・記録条件仕様書（医科）別表 21

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/dl/rezept-02-1.pdf

・記録条件仕様書（歯科）別表 24

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/dl/rezept-02-2.pdf

・記録条件仕様書（調剤）別表 15

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/dl/rezept-02-3.pdf

Q8. 【診】都道府県労働局コードや労働基準監督署コードが不明な場合には、どのように記録すればよいですか。

A8. 都道府県労働局コードや労働基準監督署コードが不明な場合には、記録を省略しても差し支えありません。

Q9. 【診】【ア】時間外加算の算定がない場合は、合成コードを使用しなくても、四肢加算の倍率が異なる基本項目単位として記録してもよいですか。

A9. 時間外加算の算定がない場合など、合成コードを使用する必要がない場合には、基本項目単位で記録しても差し支えありません。

5-2 労働保険番号について

Q1. 【診】短期療養（労働保険番号を記録）の場合の都道府県労働局コードと労働基準監督署コードは、下記の記録の仕方によいですか。

都道府県労働局コード：労働保険番号の先頭2桁を記録

労働基準監督署コード：労働保険番号の4桁目から2桁を記録

A1. 労働保険番号は、複数の事業所の労働保険関係を1つの事業所にまとめている場合（継続事業の一括）もあることから、短期療養の場合においては、労働保険番号の先頭2桁（府県）及び4・5桁目（管轄）が、被災労働者が所属する事業所を管轄する都道府県労働局及び労働基準監督署とならないことがあります。

したがって、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」、「指定病院等（変更）届（様式第6号）」を確認の上、コードを記録してください。

府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号

〇〇 × △△ 〇〇〇××× △△△

Q2. 【診】記録条件仕様書をみると、労災レセプトレコードの「労働保険番号」と「年金証書番号」の項目形式は、「可変」とありますが、桁数が変わることはありますか。

A2. 「労働保険番号」は14桁、「年金証書番号」は9桁、と桁数が決まっています。

「可変」と表記している理由は、帳票種別により桁数の違う「年金証書番号」と「労働保険番号」のいずれか一方の番号を必須の記録条件としているためであり、「年金証書番号」あるいは「労働保険番号」そのものの桁数が変わるものではありません。

Q3. 【診】労働保険番号が不明なレセプトを請求する場合には、どのように記録すればよいですか。

A3. 労働保険番号が不明な場合は、すべての桁を「9」で記録してください。

5-3 文書料（証明書料・診断書料等）の請求について

Q1. 【診】文書料のみを算定したレセプトを含む請求を行った場合に、送信データ集計表及びオンライン受領書の診療実日数が、請求内容の診療実日数合計より多く表示されるのはなぜですか。

A1. 文書料のみを算定したレセプトは1件あたりの診療実日数が一律999日であるため、これらを含む請求の場合、送信データ集計表及びオンライン受領書の診療実日数には、該当レセプトの件数に999を乗じた日数を合算して表示しています。

例1：文書料のみを算定したレセプトが1件含まれている場合

診療実日数：1,014日 = 15日（文書料以外のレセプトの診療実日数の合計）+ 999日（文書料のみの診療実日数）

例2：文書料のみを算定したレセプトが3件含まれている場合

診療実日数：3,012日 = 15日（文書料以外のレセプトの診療実日数の合計）+ 999日（文書料のみの診療実日数）×3件

Q2. 【診】年金通知様式第2号の1（じん肺用）に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。

A2. 請求することができます。

診療行為コードについては、請求する診断書にあわせて記載してください。

- ・診断書料（傷病の状態等に関する届様式第16号の2）：101800490
- ・診断書料（傷病の状態等に関する届様式第16号の11）：101800960
- ・診断書料（年金等の受給権者の定期報告書様式第18号）：101800970（※）
- ・診断書料（傷病の状態の変更に関する届年金申請様式第4号）：101800980

※「診断書料（年金等の受給権者の定期報告書様式第18号）」は令和3年3月診療分まで請求可能です。

Q3. 【診】年金通知様式第3号（せき髄損傷用）に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。

A3. 請求することができます。

診療行為コードについては、請求する診断書にあわせて記載してください。

- ・診断書料（傷病の状態等に関する届様式第16号の2）：101800490
- ・診断書料（傷病の状態等に関する届様式第16号の11）：101800960
- ・診断書料（年金等の受給権者の定期報告書様式第18号）：101800970（※）
- ・診断書料（傷病の状態の変更に関する届年金申請様式第4号）：101800980

※「診断書料（年金等の受給権者の定期報告書様式第18号）」は令和3年3月診療分まで請求可能です。

Q4. 【診】年金通知様式第4号（じん肺・せき髄損傷以外用）に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。

A4. 請求することができます。

診療行為コードについては、請求する診断書にあわせて記載してください。

- ・診断書料（傷病の状態等に関する届様式第16号の2）：101800490
- ・診断書料（傷病の状態等に関する届様式第16号の11）：101800960
- ・診断書料（年金等の受給権者の定期報告書様式第18号）：101800970（※）
- ・診断書料（傷病の状態の変更に関する届年金申請様式第4号）：101800980

※「診断書料（年金等の受給権者の定期報告書様式第18号）」は令和3年3月診療分まで請求可能です。

Q5. 【診】障害（補償）給付の支給を受けようとする者が所轄労働基準監督署に提出する「障害（補償）給付請求書（様式10号又は第16号の7）」に添付する「診断書」に係る診断書料は、電子レセプトで請求することができますか。

A5. 請求することができます。

- ・診断書料（障害の状態に関する診断書 様式第10号、第16号の7）：101801440

5-4 特定器材について

Q1. 【診】【ア】平成29年3月診療分まで特定器材コード「その他の特定器材：777770000」をレセプトに記録して固定帯などの労災特定器材を請求していましたが、該当コードが廃止となった平成29年4月診療分以降は、どのように記録すればよいですか。

A1. 労災レセプト電算処理システムの特定器材マスタから該当するコードを確認し、記録してください。

なお、請求する際は、実費相当額を点数（購入価格を10円で除して得た点数）で記録し、合わせて購入価格も記録してください。

（特定器材コードの例）

「固定用伸縮性包帯：788888003」・・・処置及び手術において頭部、頸部、躯幹及び四肢に使用した固定用包帯等

「頸椎固定用シーネ：788888007」・・・ポリネック等

「鎖骨固定帯：788888008」・・・クラビクルバンド等

「膝・足関節の創部固定帯：788888009」・・・アンクルサポーター等

「腰部固定帯加算（固定用伸縮性包帯）：788888013」・・・マックスベルト等

また、「その他の特定器材：777770000」に代わる特定器材レコードの詳細については、厚生労働省ホームページ「5 労災レセプト電算処理マスタコード」「労災レセプト電算処理システムでの「未コード化特定器材」の記録について」をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/dl/161226.pdf

Q2. 【診】松葉杖のレンタル料は、電子レセプトで請求することができますか。

A2. 松葉杖のレンタル料は、電子レセプトでは請求することができません。被災労働者が一時的に実費を自己負担し、被災労働者自らが「療養給付たる療養の費用請求書（様式7号または16号の5）」を管轄の労働基準監督署に提出していただくことになります。

なお、松葉杖については、原則として労災保険指定医療機関等が貸与すべきものとされていますが、労災保険指定医療機関等に備え付けがない場合、あるいは不足している場合であって、療養上の必要性から医師の指示により自己負担で購入した場合（レンタル料を含む。）に限り、療養費の対象となります。

6 電子証明書を更新した場合

6-1 電子証明書の暗号化方式の確認方法について

Q1. 【診】【ア】OS が Windows のコンピューターにおいて、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）から取得した電子証明書の暗号化方式を確認するにはどうしたらよいですか。

A1. 下記の手順により確認してください。

ブラウザ(Internet Explorer)をご利用の場合

- Internet Explorer を起動し、画面上のツールボタンをクリックし、「インターネットオプション(O)」を選択します。
- 「コンテンツ」タブを選択し、「証明書(C)」ボタンをクリックします。
- 「個人」タブを選択し、発行者が「Billing NW Common Root CA - G1」の証明書を選択します。
- 「表示」ボタンをクリックします。
- 「詳細」タブを選択し、署名ハッシュ アルゴリズムを確認します。

ブラウザ (Microsoft Edge) をご利用の場合

- スタートメニューから「Windows システムツール」「コントロールパネル」「(表示方法がカテゴリの場合) ネットワークとインターネット」「インターネットオプション」を開く。
- 「コンテンツ」タブを選択し、「証明書(C)」ボタンをクリックします。
- 「個人」タブを選択し、発行者が「Billing NW Common Root CA - G1」の証明書を選択します。
- 「表示」ボタンをクリックします。
- 「詳細」タブを選択し、署名ハッシュ アルゴリズムを確認します。

Q2. 【診】【ア】電子証明書の暗号化方式の確認で、署名ハッシュ アルゴリズムの値が「sha224」「sha256」「sha384」及び「sha512」となっている場合は、労災レセプト電算処理システムの接続先 URL をどのように設定したらよいですか。

A2. 署名ハッシュ アルゴリズムの値が「sha224」「sha256」「sha384」及び「sha512」となっている場合、暗号化方式は「SHA-2」に該当するため、「SHA-2」用の URL を設定してください。

- 証明書が「SHA-2」の場合 労災レセプト電算処理システムの接続先 URL
https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index01.html

6-2 URLの変更

Q1. 【診】【ア】デスクトップに作成した労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下しても画面が表示されませんが、どのように対応すればよいですか。

A1. 2通りの原因が考えられますので、下記の手順により確認してください。

①正しい接続先のURLは下記のとおりですので、接続先を確認してください。

・労災保険指定医療機関等用：

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index01.html

・レセプトコンピューターメーカー用：

https://www.rousai2.send.rece/r_reze_wimi/index03.html

②健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）のオンライン請求画面にログインした状態で、労災レセプト電算処理システムのショートカットを押下し、画面が表示されることを確認してください。

Q2. 【診】【ア】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新後、ショートカットを押下しても労災レセプト電算処理システムの画面が表示されなくなりましたが、どのように対応すればよいですか。

A2. レセプト送信用コンピューターにおいて、Internet Explorer 及び Microsoft Edge の信頼済みサイトに国保・社保のオンライン請求システムのURLを追加している場合は、同様に、労災レセプト電算処理システムのURLを信頼済みサイトに追加してください。
追加は下記の手順により行ってください。

ブラウザ(Internet Explorer)をご利用の場合

- ・Internet Explorer を起動する。
- ・メニューバーの「ツール」「インターネットオプション(O)」「セキュリティ」タブを開く。
- ・「信頼済みサイト」を選択し、「サイト」ボタンをクリックする。
- ・「このWebサイトをゾーンに追加する(D)」に、労災レセプト電算処理システムのURLを入力する。

<https://www.rousai2.send.rece>

- ・「閉じる」ボタンをクリックし、設定確定後、Internet Explorer を終了する。
- ・ショートカットをダブルクリックして労災レセプト電算処理システムの画面が表示されるか確認する。

ブラウザ(Microsoft Edge)をご利用の場合

- ・スタートメニューから「Windows システムツール」「コントロールパネル」「(表示方法がカテゴリの場合)ネットワークとインターネット」「インターネットオプション」「セキュリティ」タブを開く。
- ・「信頼済みサイト」を選択し、「サイト」ボタンをクリックする。

・「この Web サイトをゾーンに追加する (D)」に、労災レセプト電算処理システムの URL を入力する。

<https://www.rousai2.send.rece>

- ・「閉じる」ボタンをクリックし、設定確定後、「コントロールパネル」を終了する。
- ・ショートカットをダブルクリックして労災レセプト電算処理システムの画面が表示されるか確認する。

Q3. 【診】【ア】 労災レセプト電算処理システムにログインしようとしたところ、「電子証明書の認証に失敗しました。」とメッセージが表示され、ログインができませんが、どのように対応すればよいですか。

- A3. ショートカットに設定している接続先 URL の記載に、誤りがないか確認してください。
ログイン前の環境選択画面に「請求」のボタンが存在せず、「確認試験」のボタンのみが表示されている場合は、レセプトコンピューターメーカー向けの URL が、ショートカットに設定されています。デスクトップに作成したショートカットを右クリックし「プロパティ」を選択し、「Web ドキュメント」タブの URL 欄に記載された URL 末尾の記載を、「index03.html」から「index01.html」に修正してください。修正したショートカットをダブルクリックして、再度ログインを行ってください。

6-3 レセプト送信プログラムの更新（アンインストール及び再インストール）

Q1. 【診】 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0042E) 労災レセプト送信プログラムが古い可能性があります。労災レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

- A1. 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新した場合は、レセプト送信用コンピューターにインストールされている労災レセプト送信プログラムをインストールし直す必要があります。
「労災レセプト送信プログラム アンインストール」をダウンロードの上、アンインストールを実行してください。
その後、労災レセプト電算処理システムにログインして、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックし、インストールを促すメッセージに従って、労災レセプト送信プログラムのインストールを行ってください。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「レセプト送信プログラムのアンインストール及び再インストールについて」をご覧ください。

- ・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/sankou-O1.html

Q2. 【ア】健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を更新しました。その後、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックしたところ、「(IUKM0046E) 【アフターケア】レセプト送信プログラムが古い可能性があります。【アフターケア】レセプト送信プログラムをアンインストールし、再度【アフターケア】レセプト送信を実行してください。」のメッセージが表示されましたが、どのように対応すればよいですか。

A2. 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している電子証明書を、暗号化方式が「SHA-2」の電子証明書に更新した場合は、レセプト送信用コンピューターにインストールされている【アフターケア】レセプト送信プログラムをインストールし直す必要があります。

「【アフターケア】レセプト送信プログラム アンインストール」をダウンロードの上、アンインストールを実行してください。

その後、労災レセプト電算処理システムにログインして、オンライン請求のレセプト送信画面で「実行」ボタンをクリックし、インストールを促すメッセージに従って、【アフターケア】レセプト送信プログラムのインストールを行ってください。

詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「【アフターケア】レセプト送信プログラムのアンインストール及び再インストールについて」をご覧ください。

・労災レセプト電算処理システムに関する参考資料

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rzeptsystem/sankou-O1.html